

歴史学分野

東アジアにおける国際秩序と交流の歴史的研究

メンバー

- 夫馬 進（京都大学大学院文学研究科教授・リーダー）
杉山正明（京都大学大学院文学研究科教授）
中砂明德（京都大学大学院文学研究科助教授）
高嶋 航（京都大学大学院文学研究科助教授）
永井 和（京都大学大学院文学研究科教授）
高橋秀直（京都大学大学院文学研究科助教授）
吉井秀夫（京都大学大学院文学研究科助教授）
松浦 茂（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）
愛宕 元（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）
岩井茂樹（京都大学人文科学研究所教授）
金 文京（京都大学人文科学研究所教授）
水野直樹（京都大学人文科学研究所教授）
沈 衛栄（日本学術振興会京都大学文学研究科外国人共同研究者）
D.ロビンソン（コルゲート大学歴史学部準教授）
河 政植（崇実大学校人文学教授）
岡本弘道（京都大学大学院文学研究科COE研究員・研究会補佐員）

（研究協力者）

- 伍 躍（大阪経済法科大学教授）
承 志（京都大学大学院文学研究科外国人共同研究者）
周 萍（京都大学大学院文学研究科修士課程）
櫻井智美（日本学術振興会特別研究員）
大野晃嗣（日本学術振興会特別研究員）
山崎 岳（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）
井黒 忍（京都大学大学院文学研究科研修員）

研究会の趣旨

東アジア世界の一角を占める日本は、グローバル化した世界にあってアメリカ、ヨーロッパ世界の諸国さらに西アジア諸国などにより良い国際秩序を形成し、相互交流を図らねばならないことは言うまでもないが、しかし一方、東アジアの諸国たとえば中国・韓国といかなる国際秩序の中で共存し、いかなる交流を図ってゆくのかという問題が、依然として重要課題であることに変わりはない。ところが近年の日本史教科書の再修正要求問題に端的に現れているように、東アジアにおける国際秩序と交流についての歴史については、あまりに理解が食いちがっている。その大きな原因は、第一にこの問題について真の意味で「東アジア」世界に根ざした、あるいは「グローバル化時代」に即した研究が日本においてすら進んでいないこと、第二にこのテーマに関心を寄せる東アジアあるいは世界の研究者による国際研究が、いずれの諸国においても十分に自覚的にはなされていないからである。

本研究は、かつての東アジアにも現在のグローバル世界に存在する問題と非常に似た問題があったと認識し、大テーマである「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」に対して、歴史的なアプローチを試みるものである。

活動状況

第一回研究会

去る2003年1月11日(土)15:00～17:30、京都大学文学研究科・東館四階のCOE会議室において、第一回研究会が開催されました。当日、文学研究科の中砂明德氏による「清初のオランダ使節の北京上京記」と題する研究発表がなされ、その後27名の参加者による活発な討論が行われました。

清初のオランダ使節の北京上京記

中砂 明德

オランダ東インド会社が組織した使節団の一員として、順治13(1656)年に北京に上ったヨハン・ニューホフ(1618-72)の『大タルタル汗へのオランダ東インド会社使節派遣の記録』(1665初版)は、150枚以上に及ぶ豊富な図版の力を借りて、西欧の読者に具体的なシナのイメージを提供した書物として名高い。本書は、使節行の記録とシナ概論の二部構成からなり、草稿を託された兄弟のヘンドリックの編集を経てアムステルダムで刊行されたものである。近年ニューホフの草稿とスケッチが発見されたことにより、本書への注目度は再び高まりつつある。しかし、わが国では、かつて江戸期の蘭学者たちが熱い眼差しを注いでいたにもかかわらず、今では稀覯書として言及されるに過ぎない。本報告は、この骨董品を賦活することができるのかを探ろうとするものである。

かねてから中国本土との自由交易を希求していたVOCのバタヴィア総督は、捕虜となったイエズス会士マルティニから、王朝が漢人から満洲人に代わったことで外国に対する態度にも変化が生じている、との示唆を受けて、使節団を組織した。本書の著者がその選に入ったのは、1640年から9年間ブラジルで滞在した時(この頃、ブラジルの北東角をオランダが一時占拠していた)の記録とスケッチの優秀さが買われたからだと考えられる。彼は広東から北京に上る22名、さらに上京後皇帝への謁見を許された6名にも入って、道中や紫禁城の状況をヴィヴィッドに描き出している。使節団における彼の肩書きは「執事」であったが、同時に「随行記者」の役割を担わされていたのである。

従来、そうした記述の中でも、北京での交渉や、他国使節との接触の部分に焦点が当てられてきたが、今回の報告は王朝交代直後の各地の状況(とくに南方)や具体的な地誌情報(都市のサイズ、城壁の高さ、街路の舗装、牌坊・寺廟の配置等)に着目した。これらの情報は、当時もっとも詳細な地理情報を有していたマルティニの『シナ新地図帳』(1655)にも見られず、また、17世紀の他国の使節で(西洋に限らず)これに比肩する記述を残したものはない。この後、組織された第二次使節団の道中記録と合わせれば、中国の地誌記述の欠をも補う。

北京での交渉の経緯についても、なお検討の余地がある。オランダ人が望んだのは広東等の海港での交易だった。一方、中国側は朝貢を交易の前提としていた。使節派遣の結果得られたのは「荷蘭国王」による「八年一貢」の承認のみであった。「八年一貢」と決まった表向きの理由は「遠路であることを考慮して、間隔をあける」というものだったが、これはオランダ本国との往還の距離を計算に入れたものだと考えられる。しかし、中国側は使節の派遣主体が本国でなく、バタヴィア総督であることを十分に認識していたし、総督の書簡を持つに過ぎない使節の朝貢を認めていた。朝貢の形式は尊重されつつも、実際の運用には柔軟性があつたのである。

また、同じく朝貢と言っても、陸続きの朝鮮・モンゴル・チベット政権と異なり、海路からアクセスする場合は、内陸での旅行(当該使節団の場合、広東・北京間の往復に7ヶ月かかっている)に加えて、モンスーンによる往還の季節的制約や、使節上京のあいだ港に残っている船の保全等の問題を考慮に上さざるを得ない。この点、東南アジア諸国の事例との比較・対照が必要となるであろう。

その他に、今後の課題として二点を掲げた。

本書出版直後の反響を追跡すること。本書に載る図版が、18世紀のシノワズリーに大きな影響を与えたことはよく知られている。しかし、イエズス会の情報寡占を打ち破る意義を持つ本書に対する出版直後の反響、17世紀後半のシナ研究に与えた刺激については、十分な調査が行われていない。本書は蘭語初版が出ると同時に仏語版が出され、その後まもなく羅・独・英語版が出ている。それらが欧州の読書界にいかに対応入れられたか、また、先行するイエズス会提供の情報と組み合わせられてどのように受容されていったのかを追いたい。

従来、17世紀のオランダ・アジア交渉史の記述の力点は、VOCの交易活動、パワー・ポリティクスに置かれてきた。それに比べて、アジア諸政権に送られた外交使節団の比較研究や随行員の情報収集活動の吟味は、17世紀末に江戸参府旅行に加わった『日本誌』の著者ケンペルに関する研究が飛びぬけて豊富なのを除くと、不十分と言わざるを得ない。日本・ムガル・サファヴィー朝への使節団が残した記録、ニューホフと同じく両インドを体験したワーヘナールの足

跡との比較・対照を行うことにより、17世紀オランダの世界認識の広袤を確認したい。

【討議内容】

- ・ニューホフが記述している中国人の運送業者が使っていた言語がどのようなものであったのか
- ・ニューホフが紹介する絵画、特に北京城の絵画についての問題
- ・オランダ使節と琉球使節、あるいは朝鮮使節との対比、それらに対する清朝の扱い方に相違は見られるか
- ・オランダ使節とイエズス会士との関係
- ・モンゴル使節との結びつき





(Joan Nieuhof, *Bilder aus China*. 1655-1657 より)

第一回国際シンポジウム(第二回研究会)

去る2003年2月22日(土)・23日(日)の二日間、京都大学文学研究科・東館四階のCOE会議室において、第一回国際シンポジウム(第二回研究会)が開催されました。22日には、文学研究科の夫馬進氏による「朝鮮李裕元『薊槎日録』に見える中国李鴻章との交渉について」、およびソウル大学校教授の李成珪氏による「明清史書の朝鮮記事に対する朝鮮の是正外交」の2本の研究発表がなされ、その後参加者を交えた活発な討論が行われました。また23日には、文学研究科の高嶋航氏による「清末不纏足会再考 誰が纏足を解放したのか?」、および南京大学教授の范金民氏による「朝鮮人の目で見た大運河風景 崔溥『漂海録』を中心として」の2本の研究報告がなされ、同じく参加者を交えて活発な討論がなされました。

なお、参加者は36人でした。

<2月22日(土)>

朝鮮李裕元『薊槎日録』に見える中国李鴻章との交渉について

夫馬 進

朝鮮燕行録と称される旅行記の史的価値は、学界の一部ではつとに知られるところであった。資料集としては、すでに『燕行録選集』(上下2冊)、『国訳燕行録選集』(12冊)、『朝天録』(4冊)が早くから刊行されており、韓国史を研究する者のみならず中国史を研究する者に対しても大きく貢献するところがあった。しかし、林基中編『燕行録全集』(ソウル、東国大学校出版部、100冊)と林基中・夫馬進編『燕行録全集日本所蔵編』(ソウル、東国大学校韓国文学研究所、3冊)がともに2001年に刊行されるに及んで、燕行録そのものの研究、及び燕行使の研究は、全く新しい一段階を迎えたといつてよい。

燕行録はのちに述べるように、中国 - 朝鮮関係史を研究する上での第一次史料といつてよい。しかし、歴史史料としてこの燕行録を使う場合には十分に注意する必要がある。なぜなら、それらは先輩が書いたものをしばしば転用するからであり、ある燕行録をある年代の北京旅行記であると確定できたとしても、それが数十年前の旅行記を転用したものであることがあるからである。たとえば、鄭徳和撰『燕槎日録』(哲宗5年 = 咸豊4年 = 1854)がそれである。これは『隨槎日録』(純祖29年 = 道光9年 = 1829)をしばしば盗用している。二つの燕行録の各条を対照すると、鄭徳和撰『燕槎日録』は鄭徳和個人の行動と見聞を記す場合でも、25年前のある人物の行動と見聞をほとんど「盗用」しているのであって、ただ日付や固有名詞を若干入れ替えているだけである。このように燕行録を歴史史料として用いる場合には、十分な史料批判をする必要がある。

燕行録が中国 - 朝鮮関係史の研究にとって重要である一例として、ここでは李裕元撰『薊槎日録』(天理図書館蔵、『燕行録全集日本所蔵編』収録)を紹介する。李裕元『薊槎日録』は、天理図書館カード、『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』(東京、書籍文物流通会、1961)、『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』(東京、国立国会図書館、1979)、『韓国古書綜

合目録』(ソウル、大韓民国国会図書館、1986)などではすべて李裕元『薊槎日録』として登録されているが、これは誤りである。

李裕元が彼の燕行時に清朝の李鴻章と関係を持つにいたったことは、韓国近代の形成において重要な意味を持っており、このことはすでに指摘されるどころであった。しかし、これまでの研究では、李裕元の燕行録である『薊槎日録』は使われてきたようにない。そこでは李裕元と李鴻章の橋渡しをした永平府知府游智開と、李裕元とがどのようにして出会ったのか、游智開がどのように李鴻章に対し李裕元の意図を伝えたのか読み取ることができる。李裕元は高宗12年(光緒元年=1875)11月7日、永平府城に宿をとり、この日の夜游智開と痛飲し、この機をとらえて李鴻章と関係を持つことを頼み込んだ。翌日には彼の部下を游智開のもとへ二度まで派遣し彼の意のあるところを伝えさせた。しかも游智開は李裕元の手紙を託され、これを李鴻章と会ったときに自ら手渡したのであった。従来の研究では、たとえば田保橋潔が「李裕元の書簡は全然国事に触れて居ない。けれども知府游智開の紹介状には、当然それに言及したであろう。」(『近代日鮮関係の研究』京城、朝鮮総督府中枢院、1940、頁545、第31、清韓関係の新段階 李鴻章と李裕元)などと述べるにとどまっていたが、游智開はこの時、李鴻章と対面しつつ、書簡を手渡したのである。単なる紹介状ではなかった。たしかに、李裕元の李鴻章宛書簡あるいは李鴻章の李裕元宛返書ともに国事にかかわる重要なことは何も述べていない。しかし、李裕元が李鴻章に言いたかったことは、游智開を通して詳細に伝えられたのであって、これをもとに李鴻章は総理衙門に指示を出し、総理衙門から礼部を通して朝鮮国王に文書が送られたのである。おそらく外交とはこのようにしてなされるものであり、最も重要な部分は口頭での伝言により、一切の証拠を残さなかったのである。

なお、報告者は「日本現存朝鮮燕行録解題」(『京都大学文学部研究紀要』第42号、2003)において、日本現存の33種の燕行録に解題を付しつつ、この李裕元『薊槎日録』についても論じている。

【討議内容】

- ・『薊槎日録』に見える盗作は、全体のうちのどの程度か？またそのような盗作は、他の燕行録でも見られるのか？

- ・外交交渉において、証拠を残さないということはしばしばあることか？
- ・燕行録という書物の定義について
- ・燕行使の中国語能力の水準について

明清史書の朝鮮記事に対する朝鮮の是正外交

李 成珪

韓国の歴史に対して中国は歴代の正史をはじめとする様々の文献を残しているものの、その中には皮相的なものもあれば不正確なものもあるし、時には故意に歪曲された叙述も少なくない。他国人が自国の歴史を歪曲したり不正確に記録することが不愉快なことなのは言うまでもない。しかしながらその記録が現実の利害と直接に繋がっていない場合、それに対して積極的に是正を要求するまではしないのが普通であろう。筆者にしても、以前は管見によるかぎり東アジアの歴史上、‘曲筆’の是正をめぐって外交戦が展開されたことは聞いていなかったが、最近朝鮮時代の学人たちの『史記』の理解に関する問題を調べているうち、一つの興味深い事件を遇目することになった。すなわち朝鮮英祖47年(1771)、平安道の儒生桂徳海が陳建の『皇明通紀』を所持したことで国王自らの取り調べを受けた事件である。筆者は‘理解に苦しむ’この事件の真相を明らかにするために、関連資料を調べることにした。その結果漸次これは単なる国内の事件に止まらない、対清外交と絡み合ったものであることが分かってきた。それだけでなくこの外交問題は当時をはじめて提起されたことではなく、朝鮮の建国初から朝鮮末期まで朝鮮の君臣たちを悩まし続けた大きな問題の一部分であることを確認することができた。本報告は、中国史書に対して是正を要求した朝鮮の是正外交の意味及び性格を分析したものである。

一方、朝鮮の是正外交は特定の史書の入手を前提とするものであるゆえに、この事件は朝鮮の中国書籍の入手状況あるいは書籍を通じた中国

文化受容の一断面を理解する糸口にもなる。

朝鮮がはじめて問題を提起したのは、朝鮮太祖3年(1394)海嶽山川に告する明使の祝文の中に太祖李成桂が高麗末附元派の権臣李仁任の息子として明記されていることを見つけた直後であった。朝鮮は即時解明の上奏をしたが、是正されず、太宗3年(1403)『皇明祖訓』(1395年公布)にも同一の誤謬を見つけたのである。以後是正を要求する外交が繰り返され、明は是正することに合意したにもかかわらず、正徳4年(1509)に編纂された『大明会典』巻96朝貢1にも次のように『祖訓』の本文がそのまま載ってあった。

“朝鮮國即高麗 其李仁人 及子李成桂今名旦者 自洪武六年至洪武二十八年 首尾凡弑王氏四王 姑待之”

勿論李成桂と李仁任は(李仁人は誤記)父子の関係でもないし、高麗恭愍王の弑害に李成桂はあずかっていないので上記記事が誤謬であることは間違いない。ただしこの記事は朝鮮王朝にとって三つの点で重大な意味を持っている。

(1) 李成桂は附元派であり、したがって中華王朝の明のかわりに胡族の元に事えた。(2) 朝鮮王室は自己の先祖もろくに明かせない不孝を犯している。(3) 朝鮮の建国は累代にわたっての反逆の結果で臣下に忠誠を要求する正統性を持ってない。

華夷論に基づく‘朝貢秩序’のなかで忠と孝を体制の基本理念としている朝鮮王朝においてこれよりおおきい名分の損失はなかったとしても言い過ぎではないであろう。しかもこのことが朝鮮の正統性を保証する‘天子の国’の基本法典のなかで記されていることはどうしても放置できない重大な事であった。

この問題は朝鮮の執拗な外交のすえ、1587年の万曆改修本『大明会典』(万曆15年)が朝鮮の要求をほぼ受け入れたことで一段落した。しかしながら明代には宋代のような史書に対する私撰禁令がなかったので史書の私撰が盛行し、朝鮮の建国史に言及した数多くの史書は『皇明祖訓』の記事をそのまま踏襲した。この問題は清代にも引き続いて朝鮮の君臣を苦しめたが、ほかにも仁祖反正、日本との関係、党争に関する中国史書中の‘曲筆’も朝鮮の君臣にとっては決してみす

ごせない問題であった。

『大明会典』の是正要求が貫徹して以後、朝鮮がまたも中国史書の‘曲筆’に巻き込まれることになったのは光海君6年（1614）のことで、以後朝鮮は前後5回にわたって20種の史書に対して是正を要求した。

- (1) 1614年: (a) 鄭曉（1499-1566）撰『吾學編』（1567年）(b) 雷禮（1505-1581）編『皇明大政記』（c）王圻撰『續文獻通考』（1603年）(d) 馮應京『經世實用編』（1555-1606）(e) 饒伸（万曆11年進士）輯『學海』卮言 (f) 王世貞撰『弇山堂別集』（1590年）史乘考誤 (g) 黃光昇（1586年死亡）撰『昭代典則』（h）萬表（1498-1566）撰『灼艾集』（1555年以前）(i) 李默（嘉靖年間 獄死）撰『孤樹哀談』（1555年以前）(j) 伍袁萃『林居漫錄』（稿本、1608年）(k) 劉仲達『劉氏鴻書』
- (2) 顯宗14年（1673）: (l)『皇明通紀』（m）『十六朝廣記』（n）『兩朝從信錄』（o）『皇明通紀輯要』（p）『皇明紀略』
- (3) 英祖47年（1771）: (q) 朱璘撰『明紀輯略』（r）陳建撰『皇明通紀』（1555年）
- (4) 純祖21年（1821）: (s)『皇朝文獻通考』（1762年）
- (5) 哲宗14年（1863）: (t) 鄭元慶『廿一史約編』（1696年）

以上の史書の中で朝鮮が問題にした内容はつぎのようである。

- (A) 太祖李成桂は李仁任の息子として高麗王を弑害篡奪した。(a, b, c, d, e, f, g, h, i, q, r, t) .
- (B) 釜山はもと日本の領土であり、壬辰倭乱は朝鮮の君臣が自招した禍である。(c, d, j, k) .
- (C) 光海君の即位は不当である。(j, k) .
- (D) 倭の婿である仁祖が光海君を殺害篡奪した。(l, m, n, o, p) .
- (E) 朝鮮の大臣金昌集ら4人は逆謀の罪で処刑せられた。

(A) の問題が朝鮮末期までつづいて拳論されてきたのは、朝鮮においてこの問題がいかに深刻なものであったのかを十分に示している。

(B)と(D)の記事も同じく明らかな誤謬であるばかりでなく、先王たちを冒瀆し王朝の正統性を否定したので、朝鮮の君臣には黙過できなかったものである。一方(C)の場合は実際‘曲筆’ではなかったが、光海君やその継承者の正統性を否定したものである。(E)の場合は景宗時の朝鮮の報告をそのまま記録したものであるが、しかし四人の大臣の‘逆謀’とは景宗の世弟である英祖が即位した後は、四人の逆臣が逆に忠臣となったので英祖の正統性を主張する側から問題として提起されたものである。

以上の内容は朝鮮の君臣としては十分問題にすべきものであったが、問題になった史書の刊行年度と問題を提起した時点を比べてみると、この問題の提起は単に曲筆に対する糾弾と是正のためのみではないことが分かる。(1)の場合『孤樹寢談』と『灼艾集』の時差は少なくとも60年以上であり、『吾學編』は約50年、そして朝鮮使臣との交遊で有名な明末の大文章家王世貞の著作で中国ではほぼ家ごとに所蔵しているほど大流行した『弇山堂別集』はおよそ25年、『昭代典則』はすくなくとも20年以上と推定される。もっともはやく問題として提起されたのは未刊本の『林居漫録』で、選者の自序年度とはわずかに6年の差に過ぎない。『經世實用編』も10年未滿、王圻『續文獻通考』は11年、『皇明大政記』(増補本)は12年の時差を示している。一方顯宗14年(1673)以後問題となった『十六朝紀』のほか直接関連した『兩朝從信錄』はおよそ40年、朱璘『明紀輯略』は76年、陳建『皇明通紀』(正確には沈國元訂『皇明從信錄』)は144年、『皇朝文獻通考』は27年、『廿一史約編』はおおよそ167年も差がある。

このような時差は、明清の史書禁輸の政策による中国史書入手の困難な事情を勘案しても、理解し難い場合もある。特に『吾學編』・『昭代典則』・『皇明通紀從信錄』・朱璘『明紀輯略』等は、問題になる以前にすでに朝鮮に流通していた明確な証拠もある。そして報告者は問題が提起された状況を検討したのであるが、その結果このような状況とは例外なく何らかの政治的‘演劇’を演出せねばならない危機と葛藤の激しかった状況であることが明らかになったと思う。なかんずく(4)の場合は、対中国貿易の不調を打開するためのものであり、対中国貿易を事実上主導した訳官に対する大規模な弾圧と関連したことであったのである。

問題の史書が報告されるとすぐ非常対策会議が召集された。中には中国の雑事・小説に対して一つ一つ対応する必要はなく、また是正のための外交には莫大な費用（賄賂を含む）が必要になるので、‘無用の平地風波’を起こすべきではないという主張も常にあった。しかし問題の提起は政治的に必要であるという意図的なものであり、問題になった内容は朝鮮の君臣にとって名分上坐視することができないものであったので、結局強硬論が勝利し、是正を要求するための‘辨誣使’が中国へ派遣されるのが慣例となった。朝鮮の要求は概して『明史』の編纂を分界として内容が変わり、またこれに対する中国の措置もあい異なった。光海君7年の朝鮮の要求は、(1)すべての‘曲筆’を刊正すること、(2)もしこれができなければ朝鮮の上奏文（詳しく‘曲筆’のことが解明されていた）を天下にまわしてすべての人にその真相を知らせること、(3)史館に命じて真偽を明らかに判別した特別の記録を書き残し、今後‘国史’に私撰の曲筆が巻き込まれることがないようにすること等であった。朝鮮の要求に対し明側は、撰者たちはすでに死亡し書籍もひろく伝播したので改正の方法がない、ただ‘曲筆’部分を信じられないものという‘明旨’を下すならば、それは曲筆を破棄したことに他ならないものとして(1)の要求を断り、上奏の抄文だけを史館に保管させ国史纂修の資料とすることに止めて(2)の要求をも断り、ただ(3)の要求のみ許諾した。

これがために朝鮮は清朝の『明史』の編纂に重大な関心をもって、‘曲筆’史書の個別的な訂正刊行よりも、『明史』の朝鮮関係の記事が朝鮮の望む‘正筆’になるように交渉を続けた。清側も『十六朝記』等の‘曲筆’を認め、『明史』の完成後、‘曲筆’の是正された朝鮮列伝の頒示を約束した（英祖2年、1726）。しかし雍正元年（1723）に完成した『明史藁』の朝鮮関係の記事も依然として朝鮮が満足できるものではなく、朝鮮は続けて交渉してようやく英祖8年（1732）概して満足すべき朝鮮列伝の謄本を公式に入手することに成功した。だから英祖47年（1771）と哲宗14年（1863）、古くなった太祖の世系を‘曲筆’した『明紀輯略』・『皇明通紀』及び『廿一史約編』をまたもや拳論したのは、ただ問題をつくるためだけのいたずらなことに過ぎなかったのである。

とにかくこれに対して清は、『明紀輯略』はもうすでに禁書となって銷毀されたし、『皇明通紀』や『廿一史約編』も書肆から見えなくなったので改めて刊正する必要がないと答えた。ただ各々学教に対して、朝鮮関係の記事は『明史』が標準であることを通報することを約束する一方、朝鮮が中国内の本を集めて問題の八字をみずから訂正刊行することを許した。また『皇朝文獻通考』中の四人の‘逆臣’を‘忠臣’に改正することを要求したことに対して、清は問題記事の削除を約束し、その証拠として改訂版一部を朝鮮に頒給した。

‘曲筆’の是正外交が展開する過程の中で、清はむしろ史書禁輸の原則を挙げて朝鮮が問題の史書を入手したことを問題にし、朝鮮を問責した場合もあったが、莫大な費用と労力を消耗した朝鮮の是正外交は概して‘成功’であった。朝鮮が是正外交の反対論者及び問題史書の輸入者と所持者を苛酷に処罰しながら、みずから満足すべき明史まで編纂したのは、‘曲筆’ということが朝鮮にとっていかに深刻な問題であったのかを十分に現している。それはこれを問題にすることが、誰にしても積極的に反対することができない、体制の存立につながる名分の問題であったからである。したがって是正外交が‘成功’した際、大いに感激して中国へ感謝の使臣を派遣するなど大規模な慶祝行事がつづき、特に君王に対する尊号を争って上奏したりしたのも当然のことであっただろう。しかし例えば光海君8年の場合、尊号をめぐる5月から8月まで3ヶ月以上にわたって、ほぼ毎日(時には一日にも数回)繰り広げられた政治劇、すなわち尊号の採納を懇請する臣下たちの‘忠誠’とこれを繰り返し辞讓する君王の‘謙讓之徳’との競争を見ると、‘曲筆’是正の外交が全体として如何に‘空虚なる政治の浪費’なのかを感じざるをえない。このような観念的‘政治遊び’を媒介にして、体制の正当性が弁護し続けられてきたことこそ、朝鮮の悲劇であった。

一方このような観念的‘政治遊び’は、中国の史書禁輸の政策とも関係あるものであると思われる。そもそも経と史は分離することができないものである。経なき史の世界は典範が不在の‘禽獸夷狄’の世界であり、史なき経の世界は発展と変化が停止した世界であるからである。然

れば中国が周辺民族に対し経を開放する一方、史への接近を原則的に封鎖した意味は自明であろう。つまり中国からすれば、‘中国的典範’に化石のように駆られた周辺民族は‘恭順な藩臣’であるばかりで、‘威脅的隣國’にはならないだろうと判断したのである。これはあくまでも現実の国際政治であり、決して‘理念の遊び’ではなかった。自ら小中華をもって自認し特に明朝の滅亡以後は‘唯一の中華’を自負した朝鮮の君臣は、史が拒否されたことをいかに理解したのであろう。‘曲筆’をめぐって展開された朝鮮の是正外交は、朝鮮士大夫の歴史意識とともに、中国の史書禁輸の政策に対して全般的な再検討をもうながすものである。

『明清史書の朝鮮‘曲筆’と朝鮮の‘辨誣’』（『五松李公範教授停年退任記念東洋史論叢』、1993、原文ハングル）は、群山大学校教授朴永哲氏によって翻訳され、「明・清史書の朝鮮記事に対する朝鮮の是正外交」という論文名で、国際シンポジウムの当日配布された。この日本語訳は、さらに推敲した上で、COE研究報告書（2004年3月予定）に掲載する予定である。

【討議内容】

- ・「辨誣外交」と「是正外交」という用語の違いについて
- ・正徳『大明会典』の朝鮮記事に対して、朝鮮国内で問題になったのはいつからか？
- ・是正外交が朝鮮で盛んになる背景・心情はどんなものか？是正外交の持つ対国内的意味をどのように評価すべきか？
- ・清朝と言えば康熙年間に行われた「辨誣」には、発表とは別の原因があったのではないか？
- ・中国の各国に対する書物対策は、国ごとに違うのか？
- ・訳官の中国史教育は何に基づいてなされたのか？
- ・現代における外交でも、例えばアメリカと日本における外交などにおいて、相似た「辨誣外交」があるのではないか？

<2月23日(日)>

清末不纏足会再考

高嶋 航

纏足解放は近代中国における女性解放運動の幕開けとして描かれてきた。しかし近年欧米では纏足文化の復権ともいうべき研究が主流を占めつつあり、纏足解放の位置づけも自ずと見直しが求められている。たとえば纏足が陋習だと自明視する観点からは、纏足が本当に解放されねばならない陋習だったのかという根本的な疑問は浮かんでこない。また女性解放運動の一端と解釈してしまうことで、纏足解放がこの時期、このような形式で展開されねばならなかった背景、関係者の意図、政治的意義などがほとんど考慮されてこなかった。また纏足解放に関して言えば、欧米と中国の研究にあまり接点がなく、纏足解放の様々な試みもまだまだ十分に跡付けされていない。本報告では以上の問題意識に留意しつつ、不纏足会成立に至るまでの欧米人、中国人による纏足解放の試みを丹念に追ってみた。

欧米人による纏足解放の試みは、初期には女子学校を舞台に展開された。運動の主要な担い手はプロテスタントの(とりわけ女性)宣教師であった。女子学校は1844年にアルダーシー(Mary Ann Aldersey)が寧波に創設したものを嚆矢とするが、実際には1850年代から徐々に設立されるようになった。1860年代になると纏足を明確に禁止する学校が現れはじめる。しかし当時の学生は社会的地位の低い者ばかりで、捨て子もかなりの割合を占めたから、禁止に対する反対も後の時代に比べれば大きくはなかった。その結果、社会的影響もほとんどなかった。1880、90年代には、教会では士大夫の間に影響を及ぼそうという姿勢が強まり、福音から社会福祉に重点が移される。教派の会議で纏足がとりあげられ、纏足反対の会が各地で作られるようになるのもこの頃である。1890年代半ばまでの教会主導による纏足解放運動は、キリスト教徒のみを対象としたものであり、社会的影響は依然少なかった。それでも一部の中国人知識人たち、康有為、鄭観応らは欧米人の運動の影響を受けて纏足に反対する態度をとっていた。しかしまだ個人的な試みに止まり、社会的運

動にはならなかった。

中国人によっても纏足反対の試みは行われていたが、実際の行動には結びつかなかった。太平天国における纏足禁止は有名ではあるが、清末の纏足解放論者はそれを纏足の解放者としてではなく迫害者として記憶していた。1883年に康有為が創ったとされる不裹足会は纏足解放運動の嚆矢とされるが、友人間の約束以上のものではなく、後世の不纏足会のような組織ではなかったと推測される。個人的に纏足に反対するものも各地にいたが、同地的な活動に終始していた。こうした状況に転機をもたらしたのは天足会の創設である。

天足会は1895年4月にイギリス人リトル夫人 (Alicia Little) ら欧米人女性を中心に組織された。従来教会の運動とは一線を画し、キリスト教徒であるか否かを問わず、中国の纏足女性全てを対象とした。活動内容は政府高官への働きかけ、印刷物の出版、講演会の開催、新聞への投稿などであった。従来の「大足」に代わって「天足」という言葉を作り、纏足解放後の女性の理想像を提示した点は天足会の大きな貢献であった。天足会の直接的影響のもと、中国人による戒纏足会が誕生し、これが不纏足会の起源となる。梁啓超は不纏足会の起源を論じた際に、四川や広東で中国人が組織した戒纏足会を取り上げるが、それが天足会の影響によるものであるとは一言も述べない。

不纏足会は1897年6月に上海で設立された。従来戒纏足会、天足会とはあえて異なる名称を使用した点に意気込みを感じることができよう。実際、同会は短期間のうちに急成長を遂げ、全国の知識人の間に大きな影響を与えた。この時期、不纏足会という形で纏足解放運動が展開した原因はいくつか考えられる。纏足は日清戦争の敗北や瓜分の危機という国家の非常事態をもたらした要因とされ、知識人が公に取り組むべき課題となった。また戊戌維新时期に結社の禁令が事実上ゆるみ、不纏足会という形で公開活動が可能になった。新聞・雑誌などメディアの急速な発展は全国的な組織の運営を可能にした。従来教会の枠に収まっていた欧米人の纏足解放運動が天足会の設立でその枠を抜け出したことも大きな契機であった。極めて政治的な運動と連動して纏足解放運動が展開されたことは、運動の発展をもたらしたが、またそれは政治的原因によりあっけなく挫折するという「もろさ」をも併せ持っていた。それは欧米人による「文明化」「キリスト教化」「近代化」としての纏足解放運動

と比較した際に際立つ特徴である。それは欧米人による運動に大きな影響を受けてはいるものの、断絶面も多い。不纏足会のさらなる位置づけ、とりわけ戊戌政変以降の纏足解放運動との関係については今後の課題とする。

【討議内容】

- ・纏足について、いつからはじまったのか？また何故はじまったのか？
 - ・纏足は、結局誰が解放したと言えるのか？
 - ・インドにおけるサティの慣習及びその禁止に対する反応との比較の問題。それらの違いは何に由来するのか？
 - ・纏足開放運動の地域差はどのようなものか？（例えば上海地域と湖南地域）
 - ・西洋人による解放運動に対して中国人はどのように感じていたのか？
-

朝鮮人の眼から見た中国の運河風景 - 崔溥『漂海録』を中心として -

范 金民

15世紀末期、朝鮮人崔溥が朝鮮李朝国王成宗の命により著述進呈した『漂海録』は、運河の行程を記録した朝鮮人による明代最初の日記であり、朝鮮人の口を通して、当時の明代社会の政治・経済・文化・交通と生活習慣といった各方面の状況が映し出されており、とりわけ運河の交通とその沿岸の風景の記録は、非常に貴重で豊富な資料と学術価値を備えていると言える。

『漂海録』という書物は、長い間中国の学者にはあまり知られていなかったが、しかし韓国と日本、アメリカなどの学者は、これに比して研究も多く、豊富な成果があり、ここ10年来、中国の学者もこの書物に対して非常に優れた詳細な研究を行ってきた。しかしながらすでにあげられた成果の大部分は、『漂海録』そのものと作者崔溥その人の研究に集中しており、崔溥の前後に運河を通過した人間の記録と比較することはできていないし、また崔溥が通過した地域の地方文献を利用することもできていないし、さらに言えば関係する明代の制度と崔溥が書き記した

こととを結びあわせて論ずることもできておらず、これでは崔溥及び彼の『漂海録』に適切な評価を下すことは難しい。そこで『漂海録』が書き残す広大な空間について一歩進んで検討する。

中国側の官僚や日本の朝貢使節に比べて、運河を通過する彼にとって、事柄・土地・人物、すべてのものが新鮮であり、そのため彼にとって目の当たりにしたものはすべてが興味深く、至る所で注意を払い、こまやかに観察し、あれこれ比較して自分の評価を下している場合すらある。崔溥が運河上について書き記した地名は、600以上に達し、その内には駅が56、鋪が160余、閘が51、遞運所が14、巡司が15、浅が19、橋梁が60余記されている。これは注目するに値するであろうが、日本の朝貢使節策彦などが書き残した物や、後世商用路程書物に大きな影響を与えた嘉靖14年の『図相南北南京路程』などは、地名を300ほど記載しており、運河の交通事情の記載についてはかろうじて『漂海録』に比肩しようが、しかし鋪については全く記録がない。明代後期に中国の商人によって商用目的に編纂された路程書は、ただ日常生活用に作られている。隆慶四年の黄汴『天下水陸路程』は、地名と里程を載せ、駅と閘の名前を中心に記しており、その数は少なくない。しかし浅はわずかに1箇所、その他にいたっては扱っていない。天啓六年の愴漪子『天下路程図引』は、同様に地名と里程を載せ、駅と閘の名前だけを記し、その数も崔溥の記載に匹敵し、何箇所か巡司についても記載しているが、しかし具体的な名称は挙げず、鋪、遞運所等は全く記載していない。総合的に見て、崔溥の前後、また中国人であると日本人であるとを問わず、運河沿いの交通事情についての当時の人々の記載で、崔溥の『漂海録』ほど詳細かつ具体的なものは、未だ嘗て存在しなかったと言ってよいであろう。

崔溥の『漂海録』は、まず明代中期の運河全体の交通状況を全面的に系統立って反映している。彼は運河上の駅について地理的分布とその管理の人員について記録し、これらについては、葛振家の研究がすでに言及している。しかし彼は崔溥の記録のみに依拠しており、制度上の規定と駅の具体的な状況とを結びつけて考察を行っておらず、明代運河の駅の基本的な実態を明らかにするまでには至っていない。崔溥は基本的には通過した駅の具体的な状況を記載してはいないが、しかし記録されている駅名に基づいて、地方レベルの文献を参照すれば、これらの

駅の当時の実態をあらまし知ることができるであろうし、運河上の駅の時代的変遷を知ることでもできるであろう。崔溥に前後して、運河を通過した人間で、運河沿いの舗について記録した者はいない。この点は、『漂海録』のその他の水路路程書の類に比べて顕著な特徴であり、今までの先行研究では全く触れられていない。崔溥の舗に対する見聞や記録は、完全なものではなく、場所によっては書き落としていることも多い。しかし大体においては運河沿いの急遞舗設置の基本的状況を映し出しており、それらは各地方レベルの文献に登録されている。崔溥は運河上にある水量を調節し漕運を効果的に行う閘門について詳細に記録した。彼は運河沿いの遞運所を見て記録している。これは基本的に同類の書籍には記載されておらず、現代の研究者の先行研究もまだ言及していない。崔溥は運河沿いの巡検司を見て記録した。彼はまた浅も少なからず記載したが、現在まで研究者の注意を惹いていない。崔溥は洪の迫力ある様とそれを通過したときの驚くべき経験を生々しく記載している。

崔溥は通過した多くの堤塘を記録し、大部分が実際と一致する。彼は運河上の堤・壩・堰・閘といった交通施設を総合的に記述し、明代の運河交通の状況をかなり具体的に描写している。もとより、初めて運河を通過した外国人の個人の手になる著作であり、慌ただしく通り過ぎていたので、記載漏れの所があったり、記載に食い違いがあるのは免れがたいし、また中国側の護送役人の話だけを根拠にした地名もあり、確かめようもなく、間違いも犯しやすい。以上のように、崔溥は『漂海録』の中で、行程中絶えず注意を払って運河の交通を観察し、まだ先人が注意しなかったりあるいは、慣れて日常的なあまり記載しなかった、駅、急遞舗、浅舗、遞運所、巡検司及び堤・閘・堰・壩・橋・渡・塘といった多くの運河上の交通施設の内容について記録した。これらの交通施設には先の人間の記録には見えず、また後の人間の記載にも見えず、崔溥が通過した時期にしか存在しなかったものがあるのである。これらの内容に基づき、関係ある文献とくに地方レベルの文献の記載と結びつけ、崔溥に前後する同類の記述と対照すれば、明代中期特に15世紀後期の運河交通の基本的状況を解明できるだけでなく、明代の交通特に運河交通の施設がどの程度整備されまた荒廃していたか観察することができる。

崔溥一行は運河を通過し、運河の経済・文化交流と運河沿岸の城鎮の様子を系統的に且つ完全に描写した。これらは崔溥『漂海録』より以前、

また以後も非常に長きにわたって同類の著述が記載しなかったところであり、そのためいやまして貴重であり、頗る価値は高い。運河沿いに一路北上して以降は、運河上の各地の城鎮に対する彼の個々の描写には満足がいけないが、これは運河の南北風景を継続的に書き表すというのが彼の全体的な考え方だからである。彼は長江を南北の区切りと見なし、その差違を総合的に論じた。彼は南から北へ運河を通過し、道中江南と江北の差違を比較し、個々の城鎮の差違にすら及び、運河の南北にある市井の様子、住宅の水準、飲食生活、衣服、文化程度、容貌・身なり、葬儀の習慣、宗教と信仰、農業・工業・商業の態度、それらの従事レベル、生活様式、生活用具、水利資源の運用といったものに対して、具体像を論述しており、明代中期の運河沿岸の市井の様子を描いた一幅の絵巻物が生き生きと現在の我々の前に広がるのである。

つまるところ、運河の市井の様子について、その見方は総合的で、系統立っており、統一性を持っており、崔溥『漂海録』はただ時代的に最も古い物であるだけでなく、明代の同類のものの中でも唯一のものであるといえる。明代中期とりわけ15世紀後期における運河沿岸の市井の風景をはっきりと眼前に浮かぶように描写しただけでなく、また運河沿岸における経済文化、社会生産、生活習俗、城鎮の風景といった当時の人々の貴重な資料を提供し、これらは運河文化研究において不可欠の重要な内容なのである。

（この一文は京都大学文学研究科COEプログラムの一つ「東アジアにおける国際秩序と交流の歴史的研究」の為に執筆した。2003年2月）

今回の国際シンポジウムに当たり、范金民教授より書き下ろしの原稿「朝鮮人眼中的中国運河風情 以崔溥《漂海録》為中心」が送られ、研究発表の際に配布された。

【討議内容】

- ・ 崔溥は中国に来る前にどの程度の知識を仕入れていたか？
- ・ 崔溥の知識や当時の朝鮮における対中国観が、どの程度記述に影響を与えていると考えられるか？
- ・ 『漂海録』に見える中国北部の治安の悪さは、劉六・劉七の乱や後期倭寇と関係があるのか？

- ・ 寺社参拝や旅行関係の記述は見られるか？
 - ・ オランダ人の同類の記録との差異について
-

第三回研究会

去る2003年6月21日(土) 京都大学文学研究科・東館四階のCOE会議室において、第三回研究会が開催されました。当日は、文学研究科の杉山正明氏による「モンゴル命令文の世界 ヴォルガからの手紙・ローマへの手紙」、およびラファイエットカレッジ(アメリカ合衆国)助教授のポール・バークレー氏による「日本人植民地者と原住民の交流問題 台湾の『蕃界』における通事と通訳をめぐって」の2本の研究発表がなされ、その後24名の参加者によって活発な討論が行われました。

モンゴル命令文の世界 ヴォルガからの手紙・ローマへの手紙

杉山 正明

西暦13・14世紀のモンゴル世界帝国においては、モンゴル大カアンの命令をジャルリクjarli (モンゴル語で「おおせ」。テュルク語ではヤルルクyarliq) その他の各ウルス君主をはじめ皇后・諸王・将相らの命令をウゲüge (モンゴル語で「ことば」といい、モンゴル治下の諸地域やアフロ・ユーラシアの各国・各地域に発出された。これら複数の命令者たちから不時に出されたモンゴル命令文は、遵守遂行すべきものとして絶大の権威をもった。なかでも、唯一至上の君主である大カアンのジャルリクは、その他のあらゆる命令とは全く別次元の絶対命令であった。モンゴル帝国では、支配諸国民をも包みこんだ法体系を成文法のかたちでは遂に整備することはなかったので、これら折々に出される命令文がモンゴル治下の諸地域における法規制の根源となった。

これらのジャルリクやウゲはまず口頭でモンゴル語によって発せられ、普通にはウイグル文字で書写されたのち、非モンゴル語の人間・地域を命令対象とする場合には、しばしば当該地域の言語・文字に訳され

た。従って、文書化された命令文のうち、モンゴル語と非モンゴル語転訳との対訳形式のものも相当数あったと考えられ、時には三重言語・五重言語・六重言語のものもあった。また、モンゴル政権の初期には、特にアラビア文字ペルシア語ではじめから文書化されることも少なからずあったと推測される。おなじく初期のこととして、中華方面への下令に限っては、モンゴル語より漢訳された文書だけが単独で送付されたらしいが、ただしこの場合はウイグル文字による添え書きが必要であった。さらに、支配層までが急速にテュルク語化したジョチ・ウルスでは、時代が降ると当初からテュルク語で文書発令される事例も出現する。転じて、元代中華地域やティベット方面においては、大元ウルス帝室の驚い帰依を受けて帝師もしくは国師と尊称されたティベット高僧たちも命令者となりえたが、彼らの命令原文はティベット語でつづられている。

これらの諸言語による命令文は、文書現物のほか、碑刻やその拓本、ないしは碑影・拓影および各種の石刻書・地志類への移録や、さらに各種の諸語典籍への直接・間接の引用など、さまざまなかたちで伝えられている。また、その内容も対外国書や各モンゴル・ウルス間の書簡など支配者間の政治文書をはじめ（なお、これらの国書・政治文書は結果として外交文書の意味をもつことになる）、各種の布告・諭旨・叙任・旅行証明・駅伝使用許可・保護特許・免税免役・土地物産寄進など実に多岐にわたる。とりわけ、宗教関係者とその庇護にかかわる事例の伝存が頭抜けて多い。文書・碑刻など、「モノ」としての命令文の保持・伝存がはかられやすい場合とそうでない場合という物理条件も見逃せない。

モンゴル語以下、漢語・ティベット語・テュルク語・ペルシア語・アラビア語・ラテン語・シリア語・グルジア語・アルメニア語・古代ロシア語・朝鮮漢語などでつづられたこれらのモンゴル時代命令文は、用語・体式・概念などの諸点において顕著な共通性がある。そればかりか、きわめて重大な事実として、その後のユーラシア諸地域（エジプトも含まれるのでアフロ・ユーラシアかもしれない）への影響も実はいちじるしいものがある。具体的には、明清帝国・朝鮮王朝・ティムール帝国・ムガル帝国・カラコユンル・アクコユンル・サファヴィー帝国・オスマン帝国・ロシア帝国・中央アジアイスラーム諸政権などである。モンゴル命令文の研究は、モンゴル帝国とその時代の歴史についてだけでなく、近代以前のユーラシアにおける文書システム（外交文書システムをも包

含する)とそれに伴う多言語翻訳機関という時代をこえた歴史現象にもかかわってくる。こうした時空をこえた全体研究の推進の結果、たとえば従来の通念では主権国家体制は1648年のウェストファリア(ヴェストファーレン)条約以後のヨーロッパにおいて始めて出現したものであり、それ以前には明確なかたちでの国境や条約関係、それに伴う外交システムや文書システムは認められないとする人類史理解は誤りであることも指摘できるだろう(ちなみに、国境・条約などについても近代以前のアジアでもいくらか存在が実証できる事例があり、ユーロ・セントリズム式の“常識”は虚妄というほかはない)。

なお、当日の報告では以上のことを前提としたうえで、ごく初期のモンゴル命令文の実例として極めて注目される2件について概述した。「ヴォルガからの手紙」は、1237年にあたる丁酉の歳の紀年をもつ「霍州経始公廨橋道碑」の現存碑刻拓本(漢文)をもとに、それがカザフ草原方面の制圧を終え、いまやロシアに打ち入らんとしてヴォルガ河畔に駐営中のバトゥ(いわゆるバトゥのロシア・東欧遠征はカザフ草原作戦の継続展開の結果として出現した)から発せられたウゲにもとづくものであること、霍州を含む山西地方の南半は1236年の第二代オゴデイによる華北一帯の属領分割のさいにジョチ家に与えられた分領であり、その権限者であるバトゥが直後の1237年に遙か遠いヴォルガから中華におけるジョチ一門の所領地に指令を出している紛れもない具体物であること、そしてまずまちがいなく敷設したばかりの駅伝ルートを使って極めて短時間でヴォルガから山西地方の霍州にもたらされたと考えられること、つまりモンゴルによる属領支配はこうした帝室・諸王家の各分領管理の集合体としてとらえられる一面を明確にもつことなどを述べた。

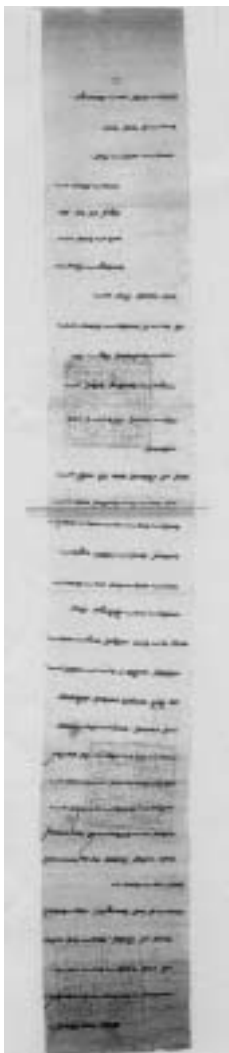
いっぽう、「ローマへの手紙」は、1246年モンゴル帝国第三代グククからローマ教皇インノケンティウス四世へ送られた有名な返書を再検討したものである。ペルシア語でつづられたこの“国書”は、1920年ヴァチカン図書館のカステッロ古文書庫から発見され、1923年にフランスの東洋学者ポール・ペリオによって解読・訳注・研究が公表された結果、東西交流と文明観の相克を伝えるまたとない現物史料として多くの人々が言及してきた。だが、この返書もまたモンゴル命令文の体式にのっとるものであり、用語・概念の面でも当時のモンゴル帝国についてのきちんとした理解のうえで扱わないと正確には把握しにくい。しかも、

重要なことはここでつづられているペルシア語はモンゴル語の“原文”を濃密に引きずったいわばモンゴル語直訳体にちかいペルシア語であった、ペリオをはじめ従来の読みは大小さまざまな誤読と誤解（さらには意図した曲解）の複合体といわざるをえないことである。こうした誤読のうえに積み重ねられた多様な文明論めいた“考察”や王権神授説などと連動させたがるかすかすの言説は、根本からあらためなければならぬ。日本の東洋学者はとくにそうだが、ペリオを巨大視したり崇拜するあまり、ペリオの仕事を“聖化”する傾向がなくはないが、この有名な返書についても正面から見すえてやり直す必要がある。

以上の2件のモンゴル命令文については、いずれなんらかのかたちで研究結果を公刊したい。

【討議内容】

- ・ “ペン書き” 碑文はどのように製作されたのか？ またどれくらいの範囲、時期に見られるものなのか？
- ・ 多言語翻訳機関として、どのようなものがあつたのか？ またどのような人が翻訳していたのか？
- ・ 地方から中央への上申書の場合、どのような処理がなされていたのか？



1289年フレグ・ウルス君主
アルゲンからフランス王フィ
リップ4世あてに送られたモ
ンゴル語の国書



1246年モンゴル皇帝グユク
からインノケンティウス4世
あてに送られた返書

日本人植民地者と原住民の交流問題 台湾の『蕃界』における通事と通訳をめぐって

Paul D. Barclay

はじめに

1907年に台湾総督府の警察幹部、大津麟平は次のように述べている。

「今日ニ於テ蕃語通譯養成ノ準備ヲ爲スハ極メテ急務ナリ今蕃語通譯ヲ養成スルニ最モ捷徑トスルハ適當ノ者ニハ若干ノ補助ヲ與ヘテ公然蕃婦ヲ娶ラシムルニ如クハナシ蕃婦ヲ娶ルハ多少弊害アルヲ認ムルモ（蕃人ハ猜疑心深キヲ以テ蕃婦ヲ娶リタル者ハ其蕃社若シクハ其家族ニノミ利益アルガ如ク偏頗ノ處置アリトイウモノアルベク又當人ガ他ヘ轉任等ノ場合ハ蕃婦ヲ放棄シ蕃人ノ感情ヲ害スル等）猶通譯ナキニ優レリ而シテ蕃婦ヲ娶レバ失費ヲ増シ薄給者ノ堪ヘザル所ナルガ故ニ若干ノ手當ヲ給セザルベカラズ蕃語通譯養成ノ方法ヲ講ズルハ目下ノ急務ナリト思料ス」¹⁾

上記の『理蕃誌稿』の部分は、台湾原住民と日本人との交流に関して、二つの問題を提起している。

1. 蕃婦を娶る政策には、どのような原因や理由があったのか。
2. 台湾総督府が創設された後12年も経って、なぜ蕃語通訳の養成が急務となったのか。

『理蕃誌稿』、総督府の記録、人類学の記事、管理職の日記、台湾原住民の証言等を調べた結果として、私は次のような解釈を提示したい。

1907年まで、台湾原住民と日本政府との交流を仲介したのは近世的な「通事」であったが、そのような「通事」は近代植民地体制には適合しなかった。清朝時代の台湾において、原住民との「外交」のための役人としては、漢族と原住民の結婚がもたらした「蕃婦」や「蕃婆」の通事が多かった。領台時代の初期には若干の日本人官吏や「浪人」が原住民の女性を娶ったが、その結婚はまだ組織的なものではなかった。大津の「政略結婚」の目的は、「通事体制」から「通訳体制」への転換であった。

その頃、日本人と本島人に対する原住民の反抗と蜂起が本格的になり、大津と佐久間総督は所謂「蕃界」を徹底的に討伐する計画を実施した。

そこで、「蕃情」を探求するため、又「蕃界」の味方を得るため、「政略結婚」が南投廳で実施された。短期的に見れば大津の政策は成功だったが、長期的には大津が予想した通り、「蕃人ハ猜疑心深キヲ以テ蕃婦ヲ娶リタル者ハ其蕃社若シクハ其家族ニノミ利益アルガ如ク偏頗ノ處置アリトイフモノアルベク又當人ガ他ヘ轉任等ノ場合ハ蕃婦ヲ放棄シ蕃人ノ感情ヲ害スル等」ということが現実となった。

一方、大津麟平の「急務」に対して「窮策」は、清朝時代から行われてきた、原住民と移植民の交流の仕方に基づくものであった。しかしながら、ここで大事な点は大津が言う「若シ不適當ナル通譯ナランカ到底理蕃ノ目的ヲ達スルコト能ハザルベシ」ということである。清朝時代から日本領台の初期まで、原住民と政府の間を取り持つ通事は所謂「蕃産」の取引によって儲けていた。そのため、政府と原住民との衝突があった場合、「通事」は自分達の利益を守るために、時には原住民の肩を持つこともあったようである。その状態を改善するために、大津は政府の配下にある下級警察官の「通訳」を「蕃界」に派遣する計画を立てた。

1. 清朝時代の「通事」

康熙36年、郁永河の『裨海紀遊』には、清朝時代の「通事」について以下のような描写が見られる（Laurence Thompson先生の英訳による）。

“In each administrative district 郡県 a wealthy person 有財力者は is made responsible for the village revenues. These men are called ‘village tax-farmers’ 社商. The village tax-farmer in turn appoints interpreters 通事 and foremen 夥長 who are sent to live in the villages, and who record and check up on every jot and tittle [grown or brought in by hunting] of all the barbarians 番. ... These [interpreters and foremen] take advantage of the simple-mindedness of the barbarians and never tire of fleecing them, looking on whatever they have as no different than their own property ... Moreover, they take the barbarian women as their wives and concubines 納蕃婦爲妻妾.”²⁾

上記によると、清朝の初期における台湾の「通事」の特徴は次のようであった。

- ・1700年頃の台湾において、「通事」は通訳の役割の上に、又地方の

官の下に位置し、清政府と「番」との仲介として働いていた役人であった。

- ・「社商」体制の時代には、「通事」は彼らの「番社」と比較的長期的な関係を持ち、一方「社商」は違う所によく転任させられた。
- ・「通事」はしばしば「番婦」を娶った。
- ・「通事」は「愚番」からしばしば物品を奪った。

更に、『裨海紀遊』によると、「通事」や「社棍」等の中には大陸から逃げてきた犯罪者も多くいた。しかし、その「通事」や「社棍」が原住民の言語と「番情」を学ぶ方法はどのようなものだったのであろうか？

「支那人の臺灣に在る者家眷を招致するを准さず是に於いてか蕃地に入りて拓墾に従ふ者は往々蕃婦を娶るに至り爲に其の弊を醸すに至り番俗雜記に所謂『蕃女を納れて妻妾と爲す以て蕃民老いて妻なく各社の戸口日に衰微に就くを致す』の状あり且つ蕃地侵佔の弊根は茲に状在しき... 乾隆二年巡臺御史白起圖等の奏疏により嗣後支那人は擅に蕃婦を娶るを得ず蕃婦も亦支那人と婚するを得ず違ふ者は即ち離異を行ひ支那人は杖一百に處して離異し土官通事は一等を減じ各杖九十に處し」³⁾

上記によると、1737年までに所謂「民番結婚」は一般的になっていたと思われる。このような結婚の際、移住民側には二つの動機があった。それはまず漢族の婦人が台湾にいなかったということ、次に「母系社会」にいた「番婦」を娶ることによって「蕃地侵佔」を図るということであった。一方、原住民側の動機は交易だったと思われる。19世紀の欧米人の紀行や日記には、漢族人に娶られた原住民の婦人が「交易の代表」としてよく登場する。さらに、そのような夫婦は「通事」体制と強い関係があった。また、「通事」は「頭目」のような役割があったが、清朝政府との関係は強かったとは言えない。

1857年に英国領事 Robert Swinhoeは台湾原住民についてこう書いている。

“I had the pleasure of seeing a few [原住民] women, who were married to Chinese at Pongle and Langkeaou. ...a Chinaman named Bancheang, of large landed property, traded with the Kalees [高山族] of the hills... He was constantly at variance with the Chinese authorities who had outlawed him, but could not

touch him, as he was so well defended by his numerous Chinese dependants, and the large body of Aborigines at his beck. This man was wedded to a Kalee...”⁴⁾

また、1865年には英国の国際貿易大会社の通訳 W.A. Pickering が、台南の周辺について下記のように描写している。

“The chief is a “T’ong-su”通事, “headman of the tribe, reponsible to the Chinese government (p.117).” “The women had some knowledge of the Celestial tongue (漢語), from being employed as go-betweens in their bartering with the Chinese.” “This old woman [our interpreter], named Pu-li-sang, was no novice to the ways of civilisation, as she had, years ago, been married to a Chinese, and also had lived from some time with the Bangas, a tribe who formed part of the confederation.”⁵⁾

1874年には、米国動物研究家 Joseph Beal Steere が次のように書いている。

“The Pepowhans 平埔蕃 are in the habit of holding a market with the savages of the mountains every third day, ...they are assisted in this by their habit of buying the young women of the savages for wives...The trading was principally done by the women.”⁶⁾

明治七年の台湾出兵と清仏戦争をきっかけに、清朝は1880年代には台湾の重要性を認識し始めた。1886年に巡撫劉明伝は撫墾局という、「蕃界」を集中的な官吏体制で統制する機関を創設した。撫墾局の出張所には「通事二名乃至十餘名」があり、「蕃人に對する通譯を掌る」仕事を担当した(伊能1904)。この「通事」は今日の「通訳」という意味があったと読み取れる。しかしながら、他の1886年の規則により、近世的な政府と原住民との仲介をした「通事」が同時に残った。「土目を任令するものとす而して是れ等官選の土目及び通事には其の命令の範圍内に於ける職權の確保を為すため「戳記」といへる一種の公印を給付し公に關する重事及び蕃租の收領蕃地の給出等に捺用せしめたり」。

その後、台東廳では「生蕃通事八...所謂月支口糧ヲ給シ大抵月額五圓ヲ以テ普通トシ...且多クハ...山野開拓ノ認可狀ヲ受ケ生蕃人を驅リテ拓殖ノ利計ヲ營ム者寡カラズ故ニ一旦通事タリシ者ハ其所管生蕃人ノ歸服

スルト否ト二拘ハラス各庄ニ於テ一種ノ潛勢力ヲ有シ」⁷⁾

日本領台の前、1891年には「二等領事」上野専一が漢族人と原住民の結婚、そして原住民婦人が外国人との交流に慣れて来たことを再び確認している。

「平埔〔番〕ノ婦人ハ…北部ノ海岸ニ住居スル支那ノ漁夫等ト漸ク結婚シテ支那ノ服装ヲ用ユルト雖モ全体ノ動作上ヨリ容易ニ通常支那婦人ト識別スルヲ得ヘシ畢竟スルニ平埔番婦人ハ沈着且ツ謹慎ニシテ支那婦人ノ始テ外國人ヲ見ルヤ忽チ恐怖心ヲ起シ或ハ外國人ニ向テ悪口シ或ハ其面ヲ隠クシテ逃走スルカ如キコトナシ故ニ何等ノ人ト雖モ彼等ニ向テ言ヲ通スルハ彼レハ悦テ答フルニ躊躇セサルナリ」⁸⁾

撫墾局が創設された時の「一區々域に於ては蕃婆を置き蕃人の應接待遇に當らしめ（重に蕃婦にして支那人に婚嫁したる者より取る）蕃人の山を出で局に来るや酒食を饗し」の条は、「民蕃」夫婦が原住民と交流する役割を担っていたことを示している。

2．日本領台初期の「通事」

台湾が割譲された1895年5月、台湾総督に属した最初の中国語「通訳」が大陸から渡台した。日清戦争に従軍したその通訳は、大抵「官語」を話したが、殆どの台湾人が話していたのは福佬語或いは客家語であった。そこで、筆談以外に意志疎通を図るため、日本人「通訳」の他に台湾人「副通訳」が必要になった。日本人「土語通訳」は試験に合格し、相応の等級と給料を貰った。しかしながら、「蕃界」に行くためには、「通訳」と「副通訳」の上に「蕃語通事」が必要だった。「蕃界」の言語状態は複雑だったので、地元に住んでいた者以外、誰も「タイヤル語」や「パイワン語」や「ブヌン語」等が分からなかったのである。そのため、日本人の守備隊や撫墾署（清撫墾局の模倣）の探検隊や樟腦商人等は、「蕃界」に入る際に「通事」を雇った。

下記の1896年『太陽』に掲載された記事は、19世紀末の過渡期における「通事」体制を的確に描き出している。

「通事とは、土人の蕃語を能し蕃情に通ずる者にして、一社若くは數社（社は番人部落の稱）に一人あり、貿易、交通、交渉等何によらず兩間に周旋するものにして社丁は即ちその下に屬し、一社に必

ず一人あり。されども通事、社丁とも常に蕃社に在るにあらず、要なきときは家居して別に業を営み、自己の要あるか又は人に雇はるゝに及んで出でゝ事を辦ずるなり。又此通事社丁となるには、志望者之を官に稟し、官之を准じて蕃人に通ずるの慣例にして、蕃人は官の通知を信じて萬事を委任するものなりといふ。其収入の如何は知らねど、一旦通事社丁となりたる者は終身罷むることなしと聞けば、思ふに少なからざるものなるべし。」⁹⁾

1895-96年に派遣され、宜蘭、大嵙崁、苗栗、台東の「初蕃会見」に参加した「通事」の多くは、「民番」夫婦と関係があった。日本人の探検隊と原住民が出合った際、「土語」(台湾語)が出来る「蕃婦」が毎回来ていた。1895年9月に橋口文藏殖産局長が、総督府民政部の代表として初めて頭目との面会に参加し、そして「ワシェーガ」というタイヤル族の女性と4人の大嵙崁社住民が橋口と一緒に台北に戻って来た。「ワシェーガ」は当時19歳、「十六歳の時或支那人に嫁し昨年故ありて離縁となり今は後家なりといふ少しく臺灣土語を解し得て其服装も支那婦人服の古着を着け髪も怪しげなる束髪に結べり」¹⁰⁾。その探検隊は日本人の「通訳」も使ったが、「通訳」は直接原住民の相手と話せなかった。日本人の最初の「蕃語通事」は原住民頭目の娘を娶ったが、その「蕃通」(近藤勝三郎)は官吏ではなかった。むしろ近藤は「蕃産」の商人として、たまに総督府に雇われることもあった¹¹⁾。台東県では、相良長綱撫墾署長のもとで、清朝時代の「土目及び通事...公に關する重事及び蕃租の収領蕃地の給出」に相当する通事に対して、小額の手当を毎月支払っていた。

上記のように、領台初期の「通訳」は政府に身分と給料を保証された官吏であり、相応の語学試験に合格した者であった。一方「通事」は「蕃語」が出来た漢族人、又は日本語や漢語が出来た原住民や「民番」夫婦等で、役割は原住民と非原住民の仲介をすることであった。

以上のことから、清朝時代と同様、「通事」のイメージや評判はあまり良くなかったといえるだろう。1896年には斉藤賢治という樟腦商人が、次のように述べている。

「通事のことを臺灣では『トンツウ』と申し...生蕃語を学んで通事を使はぬやうにするが第一の急務です、此の譯は...通事を使ふを不利益と申す譯は何時も通事は生蕃の方の肩を持つとが多く、製造

人の方の利益を圖るものは少ないです」¹²⁾。

また、1896年、殖産局長押川は次のように述べる。

「蕃民撫育ニ最必要ナルモノハ適當ナル通事ヲ得ルニ在リ蓋シ言語不通ノ蕃民ヲシテ能ク我ガ誠意ノ存スル所ヲ知ラシムルハ獨リ通事ノ力ニ頼ラザルヲ得ズ然ルニ既往ノ實歴ニ徴スルニ通事中住々言語ノ通ゼザルヲ奇貨トシ中間ニ在リテ...」¹³⁾。

言語が通じないのを「奇貨トシ中間」で不正をなすとの疑念がつかまとう「通事」の他に、総督府は「蕃婦」を探偵や「使」として利用していた。以下の例はその代表的なものだと思われる。

- ・ 1895年12月、「蕃人を緩撫するの策を講ずるを以て最も急務となし乃ち北方生蕃の女にして現に城外熟蕃人の家に嫁せると使とし物を與へて日本官吏来着の旨を公に告げ」(『読売新聞』)
- ・ 1897年「八月二日溪頭社蕃ノ警アリ...天送埤ニ住スル生蕃婦(舊政府ノ所謂蕃妾ナリ)ヲシテ山ニ入り探偵ヲ爲サシメタリシ」(『台北州理蕃誌』)
- ・ 1902年12月、「南投廳埔里社支廳に於ては兼て北蕃より出山移住したる蕃婦イワン...を霧大社に入らしめ馬那邦蕃討伐等に付蕃人が如何なる觀念を有するやを搜らしめたる」(『台湾民報』)
- ・ 1903年11月、「南澳蕃情偵察の爲め入蕃したる北蕃婦タッパス...は叭哩沙支廳を出発して」(『台湾民報』)

残念ながら、上記の「蕃婦」が日本人官吏とどのような交流の方法を持ったかについては、はっきり記録されていない。恐らく、その原住民の女性は日本人に娶られたものと思われる。「生蕃近藤」以外にも、1896年頃に最初の埔里社撫墾署長檜山鉄三郎がパーラン社の頭目の娘を娶り、また軍人及び辨務署長である「竺紹珉」という日本人も頭目の娘を娶っている[『報知新聞』；『台湾協会会報』]。1899年までに、日本人と原住民との婚姻率は上昇していた。「蕃地ニ於ケル事業ノ興起ニ伴ヒ蕃界ニ入りテ居住スル者ノ漸ク多キヲ加フル結果内地人或ハ本島民ニシテ蕃婦ヲ娶ル者ナキヲ保セズ」をきっかけに、地方辨務署長里見義正が台北知事村上義雄にこのように言った。「蕃人ト結婚シ又ハ蕃地内ニ家屋ヲ建築スル事等ハ實ニ不測ノ紛擾ヲ生ジ延キテ蕃人間ノ争論トナリ再ビ轉ジテ掠首ノ兇行ヲ惹起スルコト有」。1737年の清朝規制のように、里見は原住民を娶ることを規制するべきだという案を提出した。村上の

返事に記された調査項目の草案を見れば、里見の恐怖が理解できる。

「一、内地人ノ妾ト爲リタル者ハ再ビ蕃人ニ嫁スルコト能ハザルカ
一、遺棄セラレタル者アルヤ否若シ有リトセバ其ノ後該蕃婦ノ動
静及ビ蕃人感情如何」(『理蕃誌稿』)

「遺棄セラレタル」蕃婦の問題の他に、蕃婦を娶った内地人は「通事」として、様々な怪しい活動に参加した。檜山鉄三郎は1897年の「強盗事件」で退職させられ、近藤勝三郎は政府の「蕃産交易禁止」を犯したため容疑者となり、「竺紹珉」は管轄下の原住民を偽ったため住宅が焼き払われた。1897年に総督府は日本人通訳の不足を改善するために「土語通譯兼掌特別手當」体制を実施した(『理蕃誌稿』)。「土語通譯兼掌」は語学試験に合格した警察官に対して毎月一円から七円までの手当を支払うという規定だった。その時、「土語」は「蕃語」をも含むという勅令が出されたが、蕃語兼掌の希望者は閩粵語兼掌通訳より少なかった。更に、蕃語の銓衡の仕方は難しかった。そのため、1907年に政府が「土語」と「蕃語」を区別し、蕃語兼掌通訳の水準を変更した。「蕃語ニ付テハ試問ヲ省略シ又ハ口述試問ノミヲ行フコトヲ得...試問ヲ實行シ難キ場合ニ於ケル特別變通ノ處理ヲ爲シ得ルノ途ヲ開ケルモノニシテハ銓衡委員ニ於テ本人ノ履歴及ビ實務ノ審査ノミニテ銓衡シ一ハ其銓衡ノ際機關トシテ通事其他蕃語ヲ解スル者ヲ介シテ之ヲ行フニ當リ便宜上口述試問ノミニ止マルヲ得ルコトヲナシタルナリ」(『理蕃誌稿』)。しかしながら、同年に大津麟平が言うように、「各線ヲ巡視スルニ何レモ蕃語通譯ノ缺乏ヲ感ズ然ルニ漸次包容蕃人ノ増加スルニ從ヒ益々之ガ必要ヲ感ズルニイタル」(『理蕃誌稿』)。

3. 佐久間佐馬太時代と大津麟平の『政略結婚』政策

「政略結婚」の証拠は色々な史料に見いだせるが、その中から以下の事例をここに紹介する。

「旧南投廳時代に於ては蕃情の不穩打続き、蕃地の擾亂絶へざる爲め、當局に於ては窮余の策として、有爲なる職員に対しては受持部内の頭目、勢力者等の娘を妻として迎えしめ、以て蕃情を収拾を策したる例あり。」¹⁴⁾

この政策は1910年に始まったと考えられる。三つの有名な「政略結婚」は全て霧社の周辺で行われ、それらは佐久間総督の「五箇年計画理蕃事

業」と関係があった。

- ・近藤義三郎（小次郎）とTewasu Rudao/Diwas Ludao/秋娃絲・魯道 1910年
- ・佐塚愛祐とYawai Taimo/Yawai Temu/亜娃伊・泰目 1912年
- ・下山治平とPikko Taure/貝克・道雷 1911年

近藤小次郎や佐塚・下山等の名前と身分は、「生蕃近藤」と違い、『旧植民地人事総覧：台湾編』に見いだせる。そして、山辺健太郎（編）の『現代史資料（22）：台湾（二）』や戴國輝（編）の『台湾霧社蜂起事件研究と資料』には「政略結婚」が公文書で言及されている。さらに、丸井主治朗の「撫蕃に関する意見書」（1914）もその政策を的確に指摘していた。また、最近の日本語で書かれた「証言」の中で、高永清（ピホワリス）の『霧社緋桜の狂い咲き：虐殺事件生き残りの証言』やアウイヘツパハの『証言霧社事件：台湾山地人の抗日蜂起』や林えいだいの『台湾秘話：霧社の反乱民衆側の証言』等が「政略結婚」について論じている。

一方、大津麟平の『理蕃策原義』（1914）には、その政策に関する文章が全くない。『台湾人口動態統計』（1905-1935）の「種族（細別）に依り分ちたる結婚」の中には、「生」又は「熟蕃」妻と「内地人」夫の結婚が存在していなかった。佐久間総督の「五箇年計画理蕃事業」を記録した『理蕃誌稿』第三巻にも、「政略結婚」が言及されていない。つまり、「政略結婚」は一定の範囲を超えて「公然」の政策であったというわけではなかった。そのため、このような「結婚」もしくは「蕃婦関係」の実数は確認し難いと思われる。以上見てきた中で、私がもっとも指摘したい点は、「政略結婚」は清時代前半から続いた「通事問題」と密接な関係があったということである。

--Dept. of History, Lafayette College, USA 18042

慶応義塾訪問研究員（2002-03）

E-mail Address: barclayp@lafayette.edu

注)

- 1) 大津麟平警察本署代理の深坑宜蘭蕃界視察復命書、4/3/1907 『理蕃誌稿』（1918）.
- 2) Laurence G. Thompson, “The Earliest Chinese Eyewitness Accounts of

- the Formosan Aborigines,” *Monumenta Serica* 23 (1964).
- 3) 伊能嘉矩 (編) 『台湾蕃政誌』 1904.
 - 4) Robert Swinhoe, *Notes on the Ethnology of Formosa* (London: Frederick Bell, 1863) quoted from Henrietta Harrison, ed. *Natives of Formosa: British Reports of the Taiwan Indigenous People, 1650-1950* (Taipei: Shung Ye Museum of Formosan Aborigines, 2001).
 - 5) W. A. Pickering, *Pioneering in Formosa*. London: Hurst and Blackett, Ltd., 1898 [Reprint 1993, Taipei: Southern Materials Center]
 - 6) Joseph Beal Steere. *Formosa and Its Inhabitants*. Paul Jen-kuei Li (ed.). Taipei: Institute of History (Preparatory Office) Academia Sinica, 2002.
 - 7) 『台東植民地予察報文』中国方志叢書・台湾地区・第三一〇号.
 - 8) 参謀本部 『台湾誌』 (1895.1).
 - 9) 中島竹窩、「生蕃地探検記 (上)」 『太陽』 2,21(10/20/1896).
 - 10) 『東京朝日新聞』.
 - 11) Paul D. Barclay, “In Search of Iwari Rōbao and Kondō the Barbarian: Solving the Interpreter Problem on Taiwan’s “Savage Border”, Women’s History Workshop, Academia Sinica, Taipei, March 20 2003.
 - 12) 斉藤賢治 『台湾協会会報』 4(1899.1).
 - 13) 『撫墾署長心得要項』 (6/1896) 『理蕃誌稿』 (1918).
 - 14) 台湾総督府警務局、 『務社事件誌』 1930 『台湾務社蜂起事件:研究と史料』 (1981).

【討議内容】

- ・ 「通事」の役割は夫婦でどのように分担されていたのか？
- ・ 「政略結婚」政策の存在は、特別の手当支給の規定などによって裏付けることはできるのか？
- ・ 「政略結婚」の事例はどれくらい存在したのか？
- ・ 大津の「政略結婚」政策によって、もともといた「通事」の没落は見られるのか？
- ・ 朝鮮などでも見られるが、清朝の側に立って働いた原住民側の通事が台湾では確認できるか？

- ・後の国民党による、軍人と「山人」との婚姻奨励政策との関連は？

ニュースレターに寄稿していただいた文章

ニュースレター発刊の辞

夫馬 進

2003年3月24日、わたしは東京地下鉄のとある駅の近くで、鉄火どんぶりを食べビールを飲みながら、サダム・フセインの演説を聞いていた。それはアメリカ軍による猛爆にもかかわらず自らが生きていることを誇示すると同時に、イラク国民と世界のイスラム教徒に対して「聖戦」のため起ち上がれ、と煽動するものであった。それは「戦闘の同時中継」という珍妙な映像とともに、テレビを持つ世界中のほとんどの人がほぼ同時に見たはずのものである。私はその映像を目にしつつ、ぼんやり「グローバル化」というタームを反芻していた。

とはいえ実はその10分ほど前、ある大学図書館で朝鮮文献に押された印章、篆書で刻まれた印章を、メガネをはずしたり睨めっこしたりして何とか判読でき、ホットしたところであった。ビールを片手にしたのは、このためである。東京のいくつかの図書館に蔵されるいくつかの朝鮮文献に押された印章を判読する、というのが、今回の公費出張の唯一の目的であった。世界が大きく回り画面の向こうで人が殺されているというのに、数百年前に誰かが押した印章を読む。このようなことをする人物を、かつての東アジア世界では迂儒、迂生と呼んだ。

篆刻を読み、東京へ出かけたのは、日本現存の燕行録についてそれらの解題を書き、ちょうど校正をしていたからである。篆書に不慣れな私がこのような作業までせざるを得なかったのには、様々な原因があるが、一つには私が編纂に関し韓国で出版された『燕行録全集日本所蔵編』という編纂物とほぼ同時に、同じく韓国で出版された100冊に及ぶ膨大な資料集の編纂のデタラメさに驚き、これが資料集であるが故にいかにも長期にわたって世界の研究者を混乱させ続けることになるのかと危惧し

つつ、その向こうをはって自分が編纂した資料集については、できる限り正確な、かつ必要にして十分な学術情報を世界の研究者に提供したい、との一種の思い上がりがあったからである。しかし、できるだけ正確かつ必要にして十分な学術情報、具体的には日本に現存するいくつかの朝鮮文献が、撰者たちの自蔵本である、つまり撰者たちは自らの旅行記を書き著した上で押印し、自分のためにこれを保存していたものであることを実証することに、現に生きる我々にとって何ほどの意味があるのだろうか。一方でイラク戦争が勃発しているにもかかわらず、一方で数百年前に押された印章を読み解いている。私は自分が字義通りの「迂生」であることを実感するとともに、このような「迂生」をも許容してくれるこの社会の豊かさ、ありがたさを感じざるを得なかった。

私たちは世界を解釈するに際し、文献実証主義というものを身につけてしまった。ことに京都大学文学研究科の史学系では、学生諸君が何を考えようと何に関心を持とうと全く自由で干渉されることはないが、史料の裏付けを欠いた議論は重視されないし、かりに卒業論文や修士論文で原典を軽視したり読み誤ったりすれば、試問の席でこっぴどく叱られることになっている。確かに我々は、現に生きる人々の多くが、このような実証主義とはほとんど無縁に生き、そればかりかむしろしばしば、エモーショナルなもの、時には「煽動」と呼ぶべきものの力によって生きていることを知っている。エモーショナルなものが生きるうえでまた世界を変えるうえでいかに大切であるか、いやむしろすぐれた実証主義研究の根底がいかにエモーショナルなものによって強く支えられているかは、顧炎武や内藤湖南を引き合いに出すまでもなく、我々は経験的に知るところである。逆に実証的研究がいかに簡単にエモーショナルなものに足をすくわれるかも、我々は知っている。にもかかわらず、いやその故にこそ、我々は文献実証主義というものを重視し続けるほかないと思う。

我々の研究は題して「東アジアにおける国際秩序と交流の歴史的研究」という。文学研究科21世紀COEプログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」の一環をなす。この研究に参加する研究者は学生諸君をも含め、その根底にあるエモーショナルなものはそれぞれに異なるであろう。東アジアにおける国際秩序を問題とする以上、民族主義などといった得体の知れないものと関わらざるを得ないし、格闘せざるを

得ないかもしれない。

文部科学省は我々にセンター・オブ・エクセレンスになれ、と命ずる。わずかな研究資金によって、研究と教育特に事務をサポートしてくれる恒常的な助手もなしで、書類が山と積まれた机の周りを毎日こまねずみのように動き回るしかない我々であっても、「世界の研究教育拠点」を形成せねばならない。果たしてこのような研究環境で、少なくとも世界の研究者を混乱に陥れることのない、そして願わくは世界で評価されるようなエクセレンスというべき仕事ができるのであろうか。文献実証主義を標榜しながら、『四庫全書存目叢書』すら購入できないし、文献をじっくり読むだけの時間も与えられない。もしかしたら我々を取り巻く研究環境は、半世紀以上も前の先輩たちが「精神主義」で世界と競争せよ、「聖戦」を戦えと命ぜられていた時代と、ほとんど変化がないのかも知れない。これは先に記した「豊かな社会」という実感とは相矛盾した実感であるが、これも事実である。我々はこの事実を笑って受け止めるしかない。

しかし私は思う。「迂生」と呼ばれるのは、人文学にたずさわる者の一種の宿命であり、社会はゆったりした成果の還元を求めこそすれ、我々にただちに「役に立つ」ことを求めてはいない。人文学の道を進む「迂生」は、いつもどこかで「精神主義」と背中合わせである。

この研究会でも、遅ればせながらニュースレターを発刊することになった。西里先生と岩井先生に原稿を依頼したところ、いずれもすばらしいものをお寄せくださった。今後ともこのニュースレターが「迂生」を励まし続けてくれ、国内はもとより世界の研究者に交流の場を提供し続けてくれることを、心より願う。

(研究会代表者・京都大学文学研究科教授)

写真文献解説

『玉河日記』不分巻 朝鮮 金賢根撰 京都大学文学部図書館蔵

鈔本、三冊。印章は、「京都帝国大学図書之印」と明治四十三年（一九一〇）の受け入れ印がある。現在のところ他の写本の現存を確認できない。随所に書き込みや削除の跡があり、撰者の稿本であることは疑いない。虫食いが甚だしく、判読できない部分がある。

撰者の金賢根は明温公主の駙馬であり、東寧尉であった。憲宗3年

(道光17年 = 1837) 燕行使の正使であった時の日記である。玉河日記とは、北京における宿舎を玉河館と呼んだことにちなむ。



ペリー艦隊関係の琉球側史書・史料とその周辺

西里 喜行

はじめに

米英軍のイラク侵略が世界秩序の激変の序曲となる可能性は増大しつつあるかのように見える。とは言え、21世紀の新たな世界秩序が20世紀や19世紀のそれとどのように異なるのか、今日の時点でその枠組みを展望することは容易ではない。ただ、21世紀の東アジアにおける国際秩序も激変を迫られるであろうという予感は大方向の共有するところとなっているように思われる。

奇しくも、今年2003年は一九世紀における東アジア国際秩序の歴史的変動の序曲となった「ペリー艦隊」の琉球・日本「遠征」150周年に当たる。50年前の1953年には、沖縄戦を経た後の米軍統治下の沖縄において、琉米友好親善事業の一環として「ペリー提督来琉100周年記念」事業が盛大に繰りひろげられた。サンフランシスコ講和条約が発効して、沖縄が日本から切り離された後の米軍基地建設最中のことである。今また世界秩序の新たな変動の予感に緊張を強いられながら、一九世紀中葉

の東アジア国際秩序の変動の直中にあった琉球王国に軸足を移し、当時の琉球人たちがペリー艦隊の来航をどのように認識し、記録したのかという視点から、琉球側の史書・史料とその周辺の問題点を点検しておきたい。

アメリカ側文献・文書に見るペリー提督の琉球認識と琉球滞在期間の動向

ペリー艦隊の日本遠征に関するアメリカ側の文献・文書については、すでに土屋喬雄・玉城肇訳『ペルリ提督日本遠征記』（岩波書店）や洞富雄訳『ペリー日本遠征随行記』（雄松堂）などの邦訳書があり、「遠征」の詳細な顛末は周知のとおりである。むろん、ペリー艦隊関係のアメリカ側文献・文書の中には琉球に関する記述も少なくない。ペリー提督の琉球認識や琉球滞在中の艦隊乗組員の動向などについて、アメリカ側の文献・文書によって確認される周知の主な事項を列挙すれば、次の通りであろう。

日本「遠征」に当たって、ペリー提督は艦船の停泊港として琉球諸島の一部を占拠し、あるいはイギリスに対抗する将来の軍事的拠点として位置づけ、琉球王国をアメリカ合衆国の影響下に置く構想を政府当局へ提示していたこと（ペリーの海軍卿宛1852年12月14日付書簡等）

ペリー提督は日本「遠征」の途次、前後五回にわたって琉球へ寄港し、1853年 5月26日から54年 7月17日までの一年二ヶ月もの間、艦隊所属の艦船の一部を常時琉球に停泊させ、石炭貯蔵所や乗組員の宿舎を確保し、乗組員の一部を常駐させるなど、日本開国交渉のための前線拠点として琉球を位置づけたこと、

ペリー提督は琉球当局に対して首里城の公式訪問、国王との会見を要求し、琉球当局の執拗な反対を押し切って、1853年 6月 6日軍楽隊の先導のもとに那覇から首里へ行進し、首里城へ入城して摂政などと会見、翌年の初頭にも年頭の挨拶のためと称して首里城へ乗り込んだこと、

1854年6月12日（咸豊4年5月17日）、那覇港停泊中のレキシントン号の乗組員が那覇市中で飲酒し、民家へ押し入って婦人を強姦したこ

とから、激昂した民衆に取り押さえられて殺害された事件が起こり、殺害犯人の引き渡しや関係者の訊問などをめぐって、ペリー提督側と琉球当局の交渉が繰り返されたこと(ボード事件) ペリー提督は日米和親条約を締結して日本開国に成功した後琉球へ寄港し、最後の琉球滞在期間に、琉球当局とも条約交渉を試み、1854年7月11日、日米和親条約とほぼ同内容の琉米修好条約を締結・調印したこと、等々である。

琉球側史書・史料における「ペリー艦隊」の取り上げ方

現在では歴史的な大事件として日本史や世界史に記録されているペリー艦隊の「遠征」は、琉球側の史書や史料にはどのように記録され、取り扱われているのだろうか。まず、琉球の正史ともいえる『球陽』には、ペリー艦隊の来航に関する記事はほとんどなく、ただ尚泰六年(咸豊3年)の条に、

本年五月、竜舟の競渡を停止す。此の年、^{アメリカ}亜美理堅船の到来するに因り、五月初四日の竜舟の競渡を停止す(巻二十二)

と記載しているだけである。恒例の海神祭りの爬虫船競争を停止した理由として、「亜美理堅船の到来」に言及しているに過ぎず、直接ペリー艦隊の動向について記述しているわけではない。『球陽』が中国側の冊封使の目に触れることを恐れて、「本巻」とは別に薩琉関係の史実を収録するために編纂されたと言われる「附巻」でも、尚泰七年(咸豊4年)の条に、

七年甲寅、飛船水梢の功勞を褒嘉して、皆に爵位を賜う。去年、緊急の公務を稟報する事の為に、那覇・知念郡等の処の人民を選びて其の水梢に充つ。該水梢人等、風汛期を過ぎるの時に当たるも、善く船楫を操り、早々に薩州へ到り、事竣りて回国す。是れに由りて、朝廷は皆に爵位を賜いて以て褒典を示す。

と記述して、「緊急の公務」などと曖昧な表現をしているだけであるが、ペリー艦隊の来航を薩摩へ報告するための「公務」であることは推測に難くない。同種の記事は異国船の来航の度に頻出する。『球陽』に次ぐ史書としての『中山世譜』の場合も、「本巻」にはペリー艦隊に関する記載はないものの、「附巻」の咸豊五年の条に、

本年、特に向氏高嶺親方朝行を遣わす。旧年、亜米理幹国の提督、
 国に到りて箇条を發出し、強いて押印を求むることあり。総理官・
 布政官自ら、固執して允さざれば、勢い必ず害の国に及ばんことを
 料り、乃ち已むを得ず押印して之を交す等の情を詳明せしむ。

とあって、ペリー提督との間で琉球修好条約が締結された経緯を報告す
 ための使者派遣に言及している。ここでは、間接的ではあれ、条約交
 渉の経緯と条約締結の事実が記録されていることに留意すべきであ
 る。

『球陽』や『中山世譜』の「本巻」にはペリー艦隊に関する記述がな
 く、わずかに「附巻」において薩摩への報告と関わる範囲で短く記述し
 ているに過ぎないということは、琉球側にペリー艦隊に対する関心がな
 かったか、弱かったことを意味するのだろうか。むしろ、そうではある
 まい。琉球側が最大の関心をもってペリー艦隊に対応したことは、同時
 代史料としての行政文書たる膨大な『琉球藩評定所書類』の存在によ
 って証明されている。当時の琉球王府が蓄積したペリー艦隊に関する行政
 文書は、「日本復帰」後に沖縄県が編纂・発行した『沖縄県史料』近代
 二（ペリー来航関係記録一）近代三（ペリー来航関係記録二）、浦添市
 が編修・発行した『琉球王国評定所文書』第七巻、第八巻、第九巻、第
 十二巻、第十七巻、第十八巻、補遺別巻などに収録されている。これら
 の膨大な文書によって、琉球におけるペリー提督の動向や艦隊所属の乗
 組員の行動を詳細にフォローすることは可能である。これほど膨大な文
 書史料が蓄積されているにもかかわらず、琉球王府側の史書にほとんど
 反映されていないのは何故であろうか。慎重に検討されるべき課題の一
 つというべきであろう。

『琉球王国評定所文書』と並んで琉球史料の双壁とみなされる『歴代
 宝案』についても、同様の問題が存在する。現在、『歴代宝案』の校
 訂・訳注作業が進行中であり、外交史料集としての『歴代宝案』文書の
 価値が目ざされつつあるけれども、琉球王府の責任のもとに編纂され
 た『歴代宝案』には、ペリー来航関係の文書はほとんど収録されていない。
 『歴代宝案』第二集の目録及び本文によれば、咸豊三年から五年までの
 文書を収録しているのは第二集 巻193、巻194、巻195、巻196、巻197の
 五巻であるが、そのいずれにもペリー艦隊に関する清国当局との往復文
 書は収録されていない。ただ巻194の10号文書と巻196の30号文書の中

で、宮古島へ漂着した英国籍の苦力貿易船の乗組員を救助するために、英国籍の宣教師ベッテルハイムが「今亜美理堅船の到来するに逢う。応さに亜官に勤めて其れをして該島へ飛赴し、該難人三十名を取りて回籍せしむべし」と提案したことに言及しているだけである。

英仏等の異国船に関する文書を集成した『歴代宝案』の「別集」(仏英情状)についていえば、台湾大学の写本(台大本『歴代宝案』第15冊)の場合は道光24年8月から道光28年8月までの文書13点を収録しているだけで、道光29年以降の異国船に関する清国当局との往復文書は収録されていない。従ってペリー艦隊の動向に関する往復文書を台大本『歴代宝案』の中に見出すことは不可能である。それならば、琉球王府はペリー艦隊の動向について清国当局へ全く報告しなかったのであろうか。むしろ、そんなことはあり得ない。

『歴代宝案』の諸異本の中でも最も信頼度が高いと評される故鎌倉芳太郎氏の影印本(鎌倉本)の中には、道光26年12月から咸豊5年8月までの間の異国船に関する清国当局との往復文書26点が収録されており、やはり「別集」(仏英亜三国情状)としてまとめられている。同じく「別集」と称しながらも、台大本と鎌倉本に共通して収録されているのは一点だけで他はすべて異なり、前者が道光28年までの文書を収録しているのに対して、後者は咸豊5年までの文書を含んでいる。両者の相違が何故に生じたのかは判然としないけれども、ペリー艦隊の動向について琉球当局から清国当局へ報告された文書(咨文)は鎌倉本の「別集」19号文書と23号文書だけである。いずれも長文の咨文であるが、まだ『歴代宝案』校訂本・訳注本には収録されていないので、ここで紹介しておきたい。19号文書の全文(読み下し文)は次の通りである。

琉球国中山王世子尚 咨請の事の為にす。

照し得たるに、咸豊三年四月十九、二十一、二十三等の日に、亜美理堅提督、火輪船一隻に坐駕し、兵船四隻を率同して先後して国に到るあり。随即官に委して来歴を訪問せしむ。通事の口称するに抛るに、「本船は亜美理堅の欽差大臣兼水師提督被理の坐する所に係る。その余の四隻はその属官に係る。本月初十日、上海縣に在りて一斉に開船し、直ちに貴国に到る。現在、各船の一切の日用物件は特に脚船を撥して開単して需索せんとす。必ず遅滞するあれば

便ならず。小官五六名をして上岸して寄居せしめ、以て物件を備辦するに便ならしめんことを乞う。事は提督大人の鈞諭に関わる」等の由あり。随いで著してその寄居するを辞せしむるも、該提督は聽従するを肯んぜず。乃ち二十三日に於いて、強いて小官三名をして上岸して居住せしむ。嗣いで提督の啓称に拠るに、「本月三十日、官兵を携帯して進みて王宮に到り、大臣に面会して以て物件を備辦するの謝を鳴せんとす」等の由あり。当即に官に飭して文を具え、他の公廨に在りて相い会し謝を鳴せんことを懇請す。該夷、大いに怒りて允さず。三十日に至り、果たして兵卒を提い、浩浩蕩蕩として擅ま^{ほしい}まに自ら宮中に闖進す。敝国、力の支うべきなければ、乃ち大臣に著して相い会せしむ。該夷は既に謝礼を行う。また告ぐるに和を通じ好を結ぶを以てす。随即^{かえり}に由を具えて請辞したれば、該夷黙然として兵を引きて帰る。五月二十二日、また亜船二隻到来す。一般の搭有せる華人二名は、擅ま^{ベッテルハイム}まに自ら上岸し、伯徳令と一室に同居す。該船二隻未だ幾くならずして回り去く。五月二十五、二十六等の日に至って、該提督の船は原船三隻を率同し、先後して回り去く。乃ち一隻を留めて国に在らしむ。六月二十、二十二等の日に至り、該提督の船は原船二隻を率同し、先後して再来す。一般は何の処に駛去するやを知らず。旋いで提督の啓称するに拠るに、「小官の居る所の近辺に於いて廠一間を起こし、煤炭を収蔵し、また各様の土布・漆器・磁器等の物を収買せんことを乞う」等の由あり。随いで着して文を具え請辞せしむるも、該提督、艱然^{ふつぜん}として大いに怒り、乃ち云う。「倘し請う所を允さざれば、直ちに王宮へ入り、親ら国王に見えて陳請すべし」と。意は必ず行^{ゆる}うに在り。敝国、法として施すべきなければ、暫く着して行^{ゆる}うを准す。二十七日に至り、該提督の船は原船二隻を率同して放洋して回り去く。七月初二日、また亜船一隻、煤炭を装運して廠内に収蔵するあり。未だ幾くならずして回り去く。七月初六日、また亜国の火輪船一隻の到来するあり。十六日に於いて、開洋して回り去く。留まる所の亜船一隻は、訪問するに、近日開洋して回り去かんとす。即ち飭して船に在るの亜官に、留まる所の小官三名を携帯し一同にして回り去かんことを懇請せしむるも、該官は聽従するを肯んぜず。却って提督曾て命ずるあれば、仍お亜人八名、華人四名を将て上岸して留に加うと称す。

八月二十九日に於いて、開船して回り去く。現今一十五名は国に留まりて未だ回らず。

査するに、該亜国提督は兵船数隻を率同して任意に往来し、遂に小官等をして上岸して寄居せしめ、併びに一廠を起こして煤炭を収貯し、甚だしきに至っては事に托して宮に入り、且つ英人伯徳令と往来して絶えず。その心は以て窺測し難し。日後、その凶暴如何なるやを知らず。憂慮深切にして寢饋安んじ難し。現在、該伯徳令は尚お未だ撤回せず。屢々経に咨もて請いて煩擾たらしむ。而してまた此れが為に懇請すれば深く恐懼す。但、敝国は海隅に僻処すれば、全く天朝の徳威に仗りて永く太平を享けたり。今已に此の如ければ、以て委曲哀請し、其の救援を求めざるを得ず。総て貴司より情に拠りて督撫両院に転詳せられ、妥よく査辦を為し、亜酋に告諭して迅かに船隻を撥して小官等十五名を接取して回籍せしめ、敝国をして以て安靖を得せしめんことを祈る。茲に接貢の閩に入るに際し、理として合さに咨請すべし。此れが為に、備さに貴司に咨す。請煩わくば査照して施行せられよ。須く咨に至るべき者なり。

右 福建等処承宣布政使司に咨す
咸豐三年九月十九日

ペリー艦隊が江戸へ向かう途中、1853年5月26日に那覇港へ停泊して以後の動向について、琉球当局は咸豐三年九月十九日(1853年10月21日)付の前掲咨文によって清国当局へ報告したわけであるが、この咨文は閩浙總督王懿徳の咸豐四年四月二十一日(1854年5月17日)付の上奏文に引用されて以後、清国内の官僚層にも知られるようになる。ただ、王懿徳の上奏文の中では、ペリー提督の首里城入城などをめぐる強圧的な要求や行動(下線部分)については、簡略化されて婉曲な表現に改められたり、省略されていることに留意すべきであろう。

前掲咨文による報告以後のペリー艦隊の動向、とりわけ1854年の三月に日米和親条約(神奈川条約)の締結・調印を済ませて同年七月琉球の那覇港へ寄港、琉米修好条約に調印して帰還するまでのペリー提督一行の動向については、鎌倉本の「別集」23号文書の中で報告されている。その関連部分の読み下し文は以下の通りである。

琉球国中山王世子尚 咨覆の事の為にす。(中略)

咸豊三年十月初六日、亜美理堅船三隻到来するあり。内、二隻は十月十四、十一月初三等の日に先後して回りに去くも、一隻は国に留まりて去らず。十二月二十三日、また亜国の提督、大輪船一隻に坐駕し、属船二隻を率同して一同に国に到る。通事の口称するに拠るに、「本月十七日、香港に在りて一齐に開洋し、直ちに貴国に到る。日後、別に属船三隻の到来するあらん」等の語あり。続いて十二月二十六日に於いて、属船二隻の到来するあり。その国に留まるの亜船は共計六隻、内、二隻は本年正月初三日、連船して回りに去く。その余の四隻は淹留して日久し。乃ち提督の啓称に拠るに、「正月初六日を定めて官兵を携帯し、進みて王宮に到り、王世子暨^{およ}び大臣と面会し、以て新禧を賀するを要む」等の由あり。当即に官に飭して再三懇請せしめ、他の公廨に在りて大臣と相い会して禮を行わしめんとするも、該夷は応允するを肯んぜず。初六日に至り、果たして兵卒を率いて宮中に闖進す。即ち大臣に飭して相い会せしむ。該夷既に禮を行^{おわ}い畢りて、黙然として兵を引きて帰る。乃ち小官一名、水手五名を将^{もつ}て上岸して寄居せしめ、原留の小官一十五名を接取し、併びに英人伯徳令の妻子及び通事の錢文琦・金善明等をして属船二隻に配搭せしめ、初十、十一等の日に先後して開去す。一隻は旧に仍^よつてし逗留^{とつりゆう}て去らず。十七日、また英人冒耳敦^{モートン}妻子を携帯し、海船一隻に坐駕して到来し、伯徳令と交代せんとするあり。上岸して一室に同居す。該船未だ幾くならずして回りに去く。六月初七日、また提督本船に坐駕して属船一隻を率同して再来するあり。提督の啓称に拠るに、「此の後、或いは亜国の船隻到来するあれば、須く禮を以て相い待つを要すべし。一切の市に在るの什物はその収買するを許し、用いる所の薪水もまた収価して供給すべし。若し亜船風に遭いて漂来し、船隻を損壊すれば、総て地方官より人を遣わして命を救い、便船あるを待ちて回籍せしむるを要む。或いは人の身故するあれば、地を給して埋葬すべし」等の由あり。

当即に官に飭して暫く応允を為さしめれば、該提督欣然として留まる所の小官一名、水手五名を接取し、併びに蔵する所の煤炭を搬載し、また英人伯徳令をして属船一隻に搭駕せしめ、二十一、二十三等の日に於いて、前に留まる所の属船一と共に三隻とも先後し

て開去せり。此れ誠に皇上の徳威の被う所にして、貴司暨び兩院の照料の致す所なれば、拳国感激して涯なき者なり。

該夷人冒耳敦等に至っては、経にその歸去するを勧むると雖も聽従するを肯んぜずして、今尚お任意に淹留す。日用の物件は需索すること甚だ多く、以て国疲れ民苦しむを致す。況や且に彊いて耶蘇教を授けんことを要め、騷擾して息まざれば、日後何等の禍患を醸成するやも知らず、憂慮深切にして寢食安んじ難し。仍って祈るらくは、貴司より情に抛りて督撫兩院に転詳し、妥よく查辦を為さしめ、英酋に告諭し、迅かに船隻を撥して冒耳敦並びに眷屬人等を接取して籍に歸らしめ、敝国をして以て安謐を得せしめんことを。茲に進貢の便に値れば、理として合さに咨請すべし。此れが為に、備さに貴司に咨す。請煩わくば查照して施行せられよ。須く咨に至るべき者なり。

右 福建等処承宣布政使司に咨す。

咸豊四年八月初三日

ペリー提督が日米和親条約を締結・調印した後、琉球へ寄港して1854年7月11日に琉球当局との間で琉米修好条約を締結・調印したことは周知のことである。前掲の鎌倉本「別集」23号文書（尚泰咨文）は、琉球当局がこの事実を清国側へどのように報告したのかを示している。ここで問題とすべき点は、条約調印の事実をペリー提督の「啓称」という形式を用いて間接的に言及しているところ（下線部分）にある。この限りでは、ペリー提督の一方的な「要請事項」を列挙しているだけで、琉米間に条約が締結・調印されたという事実は巧みに隠蔽されていると言わざるを得ない。「条約」という語句だけでなく「調印」という語句も回避されているところから、琉球当局の意図的な情報操作を読み取ることができるように思われる。既に前に紹介・指摘したように、琉球史書『中山世譜』の「附卷」では、条約調印を薩摩へ報告した件について、「亜美理幹国の提督、国に到りて箇条を發出し、強いて押印を求むることあり。総理官・布政官自ら、固執して允さざれば、勢い必ず害の国に及ばんことを料り、乃ち已むを得ず押印して之を交す」と記載し、はっきりと「押印」（調印）した事実を指摘しているにもかかわらず、清国に対しては情報操作による隠蔽工作ともいべき咨文を送付したのは何

故であろうか。考えられる一つの仮説は、琉球当局が属国に外交権なしという冊封進貢秩序の「原理」に抵触することを恐れ、清国との間で宗属関係を維持するためには条約調印の事実を「隠蔽」するのも已むを得ないと判断したということであろう。確かに、ペリー艦隊の動向は東アジアの伝統的な国際秩序にとって死活的な問題を突きつけていたと言える。では、宗主国・清国の方ではペリー艦隊の琉球来航をどのように受け止めたのであろうか。

ペリー艦隊関係の琉球情報と清国官僚層

清国側当局がペリー艦隊の琉球来航をめぐる事態（条約調印の事実や首里城入城の経緯など）について、どの程度の情報と認識を持ち得ていたのかという問題は今後の検討課題の一つとして残しておくべきであろう。ここでは、この問題を考えるための若干の手がかりを提示しておきたい。

ペリー提督が1854年琉米修好条約に調印し、その翌年ゲラン提督が琉仏条約を締結した後、一年後に英仏連合軍と清国の間で第二次アヘン戦争が始まる。第二次アヘン戦争のプロセスにおいて、1858年の時点で天津条約の調印可否問題が起こり、条約の一項に外国使節の北京常駐権が加えられたことによって、清国官僚層の反発が強まったことは周知の通りであるが、官僚層の一部が条約締結に反対する理由として持ち出したのは属国の動向や琉球情報であった。

たとえば、吏部尚書の周祖培は咸豊八年五月十三日付の上奏文で条約調印に反対する理由を八点挙げているけれども、その中で、「朝鮮・琉球等の国は久しく正朔を奉じ、朝貢に遇う毎に皆恭順を極む。而して朝鮮は毎年京に来たりて貿易し、尤も馴謹たり。若し該夷の桀驁倨侮を見れば、必ず皆天朝を軽視するの意あらん。その害の八なり」（『四国新档』英国档下、581頁）と指摘し、英仏連合軍に迫られて条約調印に応ずれば、冊封進貢体制下の朝鮮や琉球を清国から離反させる契機となることを恐れている。また、宗人府府丞の錢宝青は咸豊八年五月十三日の上奏文の中で、「駐京の事の若きは、仍お復た一たび請い、再び請い、皇上に強いるに必ず従うを以てすれば、則ち琉球の禍は將に立ちまち天朝に見われん。京師は豈に復た國家の有する所と為らんや」（『四国新档』英

国档下、582頁)と論じて、外国使節の北京常駐に強硬に反対している。

錢宝青のいわゆる「琉球の禍」とは、ペリー提督が強行した首里城入城のことであろう。錢宝青が入手した琉球情報の情報源は閩浙総督王懿徳らの上奏文に引用された琉球側報告(咨文)であろうか、それとも他のルートの情報源が存在したのであろうか、判然としない。いずれにせよ、琉球情報が北京の官僚層の条約調印反対論の論拠として用いられていることに留意しておきたい。

琉球情報を条約調印反対論の論拠として最も積極的に強調したのは山東道監察御史の陳濬であった。陳濬は咸豊八年五月十三日の上奏の中で、次のように言う。

従来、外夷は中国に臣服し、入りて朝貢を修め、皆事畢れば即ち
に返り、久留するを許さず。中外の大防を厳しくする所以なり。若
しそれ臣節を修めずして異言異服の人の京邸に盤踞し、出入自由な
るを聽さば、則ち侮を納れ奸を蔵すべし。その弊何ぞ至らざる所か
あらん。且つ該夷の桀驁は性成し、譬うれば豺狼の如し。馴すべき
物には非らず。

臣、籍に在るの時、曾て聞く、「琉球国の城は英夷の借住を被り、
後ち遂に久しく占して還さず、甚だしきに至っては王宮に闖入し、
肆まかに無忌を行う」と。此等の兇頑の輩は豈に復た礼法もて拘す
べけんや。古人云う。臥榻の側に他人の鼾睡を容さず、と。況や輦
輦の下に豈に豺狼の群聚するを容してその意外の変なきを保する能
わんや。該夷の非理妄求に至っては、外間の伝説甚だ多く、未だ尽
くは信すべからず。然れども此の一事を以て之を推せば、また因な
しと為さざるに似たり。

臣窃かに揣るに、夷人は既に京城に入りて住まうを求むれば、必
ず之が馬頭を添設せんことを求むべし。その添設せんことを求むる
所の馬頭は、必ず天津・鎮江等の処に係る。何を以てか之を言わん。
天津は海河の總匯たり。鎮江は江淮の要衝に拠り、漕塩の往来する
所、商賈の輻輳する所にして、若し該夷その狡計を遂ぐるを得れば、
数年の後、天下の利権は之に帰し、中国の民命は之に繋がれ、必ず
や手を束ねて制を受け、奈何ともすべきなきに至らん(『四国新档』
英国档下、587頁)。

陳澹は琉球情報を最大の論拠として、外国使節の北京常駐反対論を中心に条約調印反対論を強力に展開したわけであるが、陳澹が琉球情報を入手したのは郷里（福建省閩縣）に居た時期であるとすれば、ペリー艦隊の首里城入城などの琉球情報を、琉球進貢使節から直接に入手したのであるか、それとも他のルートから間接的に入手したのであるか。福州の琉球館には常時琉球人が居住して清国側当局と接触していたことからすれば、前者の可能性も考えられるが、陳澹の入手した情報は必ずしも正確ではない。いずれにせよ、清国内の官僚層にとって、ペリー艦隊の琉球来航の情報は東アジアの国際秩序を根底から脅かす事態として受け止められ、清国内の条約調印反対論者を衝き動かす要因として機能したことに注目すべきであろう。

以上、一九世紀の東アジア国際秩序を変動させる歴史的「序曲」となったペリー艦隊の琉球来航をめぐって、主として琉球当局や清国官僚層がどのように受け止めたのかという視点から、若干の問題提起を試みた次第である。同学諸氏のご教示・ご検討を頂ければ幸いです。

（琉球大学教育学部教授）

清朝に転送された対馬藩主宗義成の書契原本と一六三九年前後の北東アジア情勢

岩井 茂樹

ホンタイジ時代の帝都、瀋陽（奉天）の故宮のなかにある崇謨閣には多くの文書が保存されていた。当時あって皇帝の政務や外交を補佐した政府中枢ともいべき内三院（内閣・翰林院に相当する）で作成された文書がそこに含まれており、『朝鮮国王来書簿』三冊もその一種であった。明治三八年（一九〇五）内藤湖南らが原本をもとにした晒藍本（青写真）を作成し、これをわが国に将来したことによって、ひろく知られるようになった¹⁾。

この『朝鮮国王来書簿』の崇徳四年（一六三九）九月の条は、
初九日到朝鮮国王来与兵部咨文一角 又倭書一紙

という見だしのもと、「倭情」を通報する朝鮮国王仁祖の咨文（兵部あて崇徳四年八月十三日）、および当時の対馬藩主宗義成の書契（朝鮮礼曹参議あて親書）と別録（贈答品リスト）を鈔録している。咨文は、この年の七月末に書契と礼品を携えて釜山に来航した対馬の使節が、「恐喝之言、不一而足」という態度であったとして、日本側の動向を清朝に報告する目的で送られたものである。また、宗義成の書契については「文字僻澁、殆不可曉」と断ったうえで、その原本をわざわざ瀋陽に送ったわけである。朝鮮仁祖は、清朝の兵部にたいしこの咨文の内容を皇帝に代奏するよう求めており、上奏は二日後におこなわれた。上奏にさいしては、満洲語への翻訳がおこなわれた²⁾。



台湾の中央研究院歴史語言研究所が蔵する満文檔案のなかには、この時の対馬藩主宗義成の書契と別録の満洲語訳が含まれている。これは、上奏のさいの附属文書であるが、上奏の本文ともいふべき朝鮮からの咨文の部分の満洲語訳文書は残っていない。書契の満洲語訳文書については、最近、同研究所の委託を受けた承志氏が訳注を作成したうえで公表された³⁾。

咨文にもとづく上奏は、『清太宗実録』崇徳四年九月十一日（乙丑）の条にも採録されている。『朝鮮国王来書簿』所収テキストと比較すると、実録では多くの文字に纂修のたびごとに手が増えられたことがわかる⁴⁾。咨文の原本は失われているので対照するすべはないが、『朝鮮国王来書簿』は原本の忠実な謄録を心がけており⁵⁾、もっとも信頼すべきテキストを提供するものである。

興味深いのは、この時に咨文とともに瀋陽に送られた宗義成の書契の原本が、入関後に北京に送られ内閣大庫で保存されていたことである。内閣大庫の檔案・檔冊は、辛亥革命後八千の麻袋に詰められて、政府



教育部に属する歴史博物館が管理していた。ところが、一九二一年、同館が経費不足を理由としてこれを九〇トンほどの古紙として売却するという事件がおこった。こうして貴重な歴史資料はあちこちに分散したが、滅失をまぬかれた檔案・檔冊のほとんどは、現在、北京の第一歴史檔案館と台北の中央研究院歴史語言研究所に帰している。寛永十六

年五月の宗義成の書契は、冒頭四行がちぎれて失われた状態ではあるが歴史の滄桑をかるうじて生き残り、台北の歴史語言研究所に現存している。一九五九年、李光涛氏が『明清檔案存真選輯 初集』を編纂するさいに、これを影印して紹介した。これより前、同研究所が北京にあった一九三六年に刊行した『明清史料』丙編も、おなじ書契を活字におこして収録する。こちらをみると、この時点ですでに冒頭四行は失われていたことがわかる。

当時、清朝は朝鮮経由で日本の使節を来朝させることを図っていた⁶⁾。直接の通交・貿易の手段をもたなかった清朝にとって、朝鮮からの倭情通報は第一級の価値をもったはずである。宗義成の書契と礼品のリストである別録は、印の捺された原本であった。ホンタイジ時代、朝鮮からの倭情通報はたびたびおこなわれたが⁷⁾、日本側の通信公文の原本を送致したのはこの度限りであつたらしく、他の倭情通報の記事をみても書契の原本を送った形跡はない。寛永十六年五月の書契は、その珍貴にかんがみて北京に送られ、紫禁城内の内閣で保存されていたわけである。

戦国期以来明治初期まで、対馬と朝鮮の間ではおびただしい文書の往来があった。しかし、対馬藩主をはじめとして朝鮮から「受職」された人物が、礼曹などにあてて送った書契の原本は、ほとんど残っていないようである。管見のかぎり、日朝間の通交貿易史についての著述で、その原本の存在に触れたものはない。その意味でも、この寛永十六年五月の書契は貴重である。書契の末尾と別録（贈送品リスト）には、いずれも末尾に「対馬州太守拾遺平 義成」とあり、その「義成」の

文字上に九曲篆文陽刻の印が押されている。印文は「義成」であるが、これは朝鮮側から支給された「図書」とよばれる銅印に相違ない。この時代の書契の冒頭は、

日本国対馬州太守拾遺平義成奉書

朝鮮国礼曹大人閣下

と書き出される。書契一行目の「義成」の上にも、おなじ「図書」が押捺されていたはずである。残存する原本では、四行目までが失われているので確かめようがなく、また、『同文彙考』における当該書契の鈔録も、冒頭部分を「云云」で略しているものの、『同文彙考』に首尾そなわって鈔録された他の書契では、押印箇所「名字上着図書」と注記してある。一枚の書契には冒頭と末尾とおなじ「図書」を押捺するのが慣例であったことがわかる。寛永十六年五月の書契原本は、朝鮮から対馬藩主に支給された「図書」の印影を伝える史料としても、貴重なものである。

この寛永十六年五月の書契の内容は、対馬で編纂された文書集録や、朝鮮側の典籍にも採録されている。一六三五年以降、対馬から朝鮮国王以下礼曹や釜山の諸官にあてた漢文文書は、幕命によって対馬の以酊庵に輪番派遣された京都五山の禅僧によって漢訳された。筆者が寓目したのは建仁寺兩足院に伝わる『対韓録』という題簽のある抄本の写真版である。『対韓録』は対馬からの書契およびそれに対する答書を、主題別に分類排列したものであるが、その「歳船」の部の冒頭に、「遣礼更始中絶使船」という標題を付して、この書契、同時に送られた東萊府使あて書簡、釜山僉使あて書簡、朝鮮側各官からの答書など一件文書が鈔録されている。冒頭部分などが省略されているが、原本と対照してみると正確に鈔写されていることがわかる。また『対韓録』では、これらの文書について「寛永十六己卯 四 璘玉峰」という注記があり、以酊庵輪番僧に指名されていた東福寺宝勝院の玉峰光璘の手によって漢訳されたことが判明する⁸⁾。礼曹あて書契と、東萊府使や釜山僉使など釜山現地の朝鮮側当局あて書契とは、まったく同趣旨ではあるが文言をかなり書き換えて漢訳するという工夫がなされている。書契を送られた朝鮮側各官も、それぞれ答書を返しているが、これまた同工異曲である。

朝鮮王国で編纂された外交文書集『同文彙考』附編「交隣」巻十二「進献三」も、この寛永十六年五月の対馬藩主書契および朝鮮側各官の

答書を採録する。同書は、これらの文書を掲載したのちに、つぎのように注記している。

庚辰以前則文書散佚、随存随録。而辛巳以後、則文跡稍備、事例一定。故始為編年而詳載焉。

甲辰とは、寛永十六年の釜山での交渉の翌年、つまり西暦一六四〇年、崇徳五年、仁祖十八年である。辛巳（一六四一年）以降は文書もよく保管されているばかりでなく、対馬との通交貿易にかかわる慣例もほぼ安定したという評価を、『同文彙考』の編者が特記していることに注目されたい。瀋陽に送られた寛永十六年の書契を携えて来航した使節と朝鮮側とのあいだでおこなわれた交渉は、こうした関係の安定をもたらす過程で、重要な意味をもったことが窺われる⁹⁾。

さて、この書契の内容とそれが瀋陽に送られることになった事情を考えてみよう。さきほど、朝鮮側が倭情を通報する咨文のなかで、この寛永十六年五月の宗義成書契を「文字僻澁、殆不可曉」と評し、かつ瀋陽で満洲語への翻訳に携わった満人、漢人の官僚たちにとっても、語義不明の箇所があったことを述べた。確かに通りのよい文章とは言えない。『太宗実録』がこの書契を採録するにあたり、順治年間の初纂本ではほぼ原文のとおりであったのが¹⁰⁾、康熙重修本、乾隆三修本では読みにくい箇所を省略したり、文字を換えたりしている。北京の一流の文人官僚からすると、東福寺の玉峰光璘長老の漢文がいささか僻澁に見えたことは確かである。文章の問題だけでなく、「乙亥載一件坦夷之後」や「所返献之送使并以酌送使」などの文言は、そもそも部外者には判らなくて当然であった。しかし、釜山でつねに対馬側と接触し、日本の事情に長けていた朝鮮側当局者、たとえば訳官の洪喜男らにとって、この書契の伝えようとすることは十分に読みとれたはずである。ひとしく日朝間の通交にたずさわる当事者にとっては、簡にして要を得た文書で充分なのである。しかし、交渉のすべてが文書の往復によって伝達されたわけではない。むしろ、書契や答書は両者間の儀礼を再確認し、かつ交渉しようとする事柄があれば注意を喚起するに止めておくべきものであった。

書契とそれにたいする答書、つまり対馬側に残された資料や朝鮮の『同文彙考』が載せる文書資料から、この一六三九年（寛永十六年、仁祖十七年、清の崇徳四年）の対馬 - 朝鮮間の交渉が持つ意味、ひいては

書契の原本が瀋陽に送致されねばならなかった事情を理解することはやはり不可能である。宗義成の書契は「餘摠悉差使口布（なべては使者の口頭にて）」と結ばれているとおり、重要な事柄はすべて面とむかつての直接交渉に委ねられたからである。この時の対馬の使節が、幕命を背景として朝鮮との通交貿易の再構築を急ぐためにどのような要求を、どのような脅し文句でもって提出したかは、書契や答書からはほとんど窺えない。朝鮮が清朝におくった咨文のなかには、この時、対馬の使節がどのような言動にでたか詳細な記述がある。管見のかぎり、この咨文は朝鮮側の記録（『仁祖実録』『承政院日記』『備辺司謄録』『同文彙考』など）にも残っていない。

書契と答書を読むかぎりにおいて、対馬側の言動が「恐喝之言、不一而足」であったと朝鮮の朝廷が清朝に通報したことは、まったく根拠のないことであるかの印象さえ受ける。当時、朝鮮はホンタイジから中国本土への侵入計画について出兵や軍需物資の供給などの要求を突きつけられていた。こうした切迫した状況のもと、清朝の征明作戦への協力負担を軽減してもらうためには、東隣の日本からの軍事的脅威の存在を声を大にして訴え、沿海部に防衛施設などを建設する必要もあるなどと言いつ立てる必要があった。したがって、一六三九年に瀋陽におくった咨文のなかで、日本の横暴とその脅威をことさらに強調したのであって、じっさいの釜山における現地交渉は、書契や答書が示すような友好的雰囲気の中で円満な解決をみたのだ、という見方も可能かもしれない。

しかし、対外関係における当時の徳川幕府の姿勢、および朝鮮が清朝軍の蹂躪を受けてまもないという状況からすると、この時点で対馬からの使節が釜山において強硬な態度に出たという可能性も大いにある。この日本側の小さな攻勢は、日本の脅威を強調したい朝鮮にとっても都合であった。文字上の証拠として送達した宗義成の書契は「文字僻澁、殆不可曉」であって、そこにあからさまな恫喝の言辞を認めることはできないけれども、使節の態度は不遜であり、日本では武力行使をもとめる「不測之言」をなすものもあり、また「処処蜂起」の動きもあるなどと言って恫喝を加えてきたのが事実である旨、咨文で清朝に通報するという朝鮮の行動は、この時の対馬側使節の言動が誘発したと考えてもよいのではないか。これが現時点での筆者の見方である。

このような見方の根拠を説明するためには、朝鮮の送った咨文やその

前後の状況を検討していく必要がある。いささかの準備はあるが、すでに命じられた原稿の枚数をはるかに超過しているので、また稿をあらためて説を述べることにしよう。

(京都大学人文科学研究所教授)

注)

- 1) 内藤湖南「清朝開国期の史料」(原載：一九一二年)『内藤湖南全集』九所収。『朝鮮国王来書簿』は、一六二七年(天聡元年)から一六四〇年(崇徳五年)までの朝鮮からの通信文を謄録した手鈔本である。この簿冊は、文書の到着にしたがって随時に謄写されたものではなく、原文書あるいは随時謄写した原冊をもとにして編纂されたものと思われる。崇謨閣の保存文書は、遼寧故宮博物館をへて現在は遼寧省檔案館が保管しているようである。秦国経『中華明清珍檔指南』(人民出版社 一九九四) 頁一四六、孫景悅「遼寧省檔案館」『歴史檔案』一九八一年第三期、頁一二四～一二五、朱金甫編『中国檔案文献辞典』(中国人事出版社 一九九四年) 頁八四。遼寧省檔案館編『遼寧省檔案館指南』(中国檔案出版社 一九九四年)。
- 2) 『朝鮮国王来書簿』は、この前年、一六三八年(清崇徳三年、朝鮮仁祖十六年、寛永十五年)の四月十四日に兵部に到着した朝鮮の咨文を採録している。この咨文は、日本における島原の乱の顛末を報告する特使がもたらしたものであり、朝鮮による「倭情通報」の最初のものである。この記事の標題の下には「因在本院訳奏、故記之」という注記があり、倭情をつたえるこの咨文が内国史院によって翻訳されたうえで上奏されたことを明記している。
- 3) 承志「清前期満文史料訳注六件」『古今論衡』第七期 民国九一年 中央研究院歴史語言研究所、頁九七～九九。ちなみに、当時の瀋陽の内三院では、書契中の「乙亥載一件坦夷之後、所返献之送使、并以訂送使」の箇所がさっぱりわからなかったらしい。「坦夷」「返献」「以訂」に相当する箇所は、「 」となっている。
- 4) とくに、書契の部分に著しい。テキストの異同については、順治初纂本 卷三一頁二二b～二四b 康熙重修本(内藤湖南旧蔵抄本) 卷四八頁十二b～十四b 乾隆三修本 卷四八頁二〇a～二二bを参照のこと。
- 5) この時の宗義成の書契原本と『朝鮮国王来書簿』の鈔録とを対照すると、

文字が一致するのはもちろん(ただし一字のみ脱す)、原本で「貴国」「東武」(江戸幕府)「執事」(老中)などの語を行頭にもってくるための意図的な改行箇所を示すため、『朝鮮国王来書簿』では「」印をその箇所に付すという工夫がなされている。また、咨文を鈔録するにさいしては「」などの記号が用いられているが、これは原本で擡頭されている箇所の擡頭の字数を示す工夫である。つまり、『朝鮮国王来書簿』は原本の書式まで意識した忠実な鈔録を心がけたということである。

- 6) 一六三七年、清朝の親征軍のまえに城下の盟を結んだ朝鮮にたいし、ホンタイジが降した詔諭(崇徳二年正月二八日)のなかに、「日本貿易、聴爾如旧。但當導其使者赴朝。」の文言があり、清朝はその後日本との通交樹立をめざし、瀋陽に連行した世子一行にたいしさまざまな働きかけをした。次注の浦、中村両氏の研究を参照のこと。
- 7) 浦廉一「明末清初の満鮮関係上に於ける日本の地位」(二)(『史林』十九-二、一九三四年)頁一二八以下に詳しい。中村栄孝(ひでたか)『日鮮関係史の研究』下(吉川弘文館 一九六九年)第八章「外交史上の徳川政権」頁五〇五以下が第一回目の倭情通報がおこなわれた一六三八年当時の清-朝鮮関係を論じながら、多くの関連資料を分析している。
- 8) 以酩庵については田中健夫「対馬以酩庵の研究 近世対朝鮮外交機関の一考察」をはじめとして、同氏の『前近代の国際交流と外交文書』(吉川弘文館 一九九七年)および『中世海外交渉史の研究』(東京大学出版会 一九五九年)に収める諸論考に詳しい。
- 9) 日本にとって、朝鮮との関係において最大の関心事は貿易問題であった。それは相手方にとっても同じであるが、明、満洲(後金・清)、日本のはざままで綱渡りの外交を強いられていた朝鮮では、対日関係において安全保障上の利害関心が優越していたといえよう。貿易問題については、田代和生氏の名著『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社 一九八一年)が朝鮮-対馬間の交易制度の変遷とその内実についての決定版ともいふべき研究である。中村栄孝掲『日鮮関係史の研究』下が徹底した史料実証主義によって政治外交にかかわる諸事実を明らかにしている。
- 10) 脱字の箇所が『朝鮮国王来書簿』のテキストと一致することから、編纂にあたっては原本ではなく、『朝鮮国王来書簿』に由来する謄録を参照したと判断される。

今後の活動

第四回研究会

日時：2003年8月1日（金） 15：00 ~ 17：30

場所：文学研究科・東館4階・COE会議室

報告：ハーバード大学教授 フィリップ・キューン氏

「中国の社会慣行と移民の生態学」

（原タイトル：Chinese Social Practices and the Ecology of Migration）

（報告は英語によりますが、日本語通訳がつきます。）

第二回国際シンポジウム（第五回研究会）

日時：2004年1月10日（土）・11日（日）

その他、詳細は追って連絡いたします。